

事業概要

令和元年版

 東京都第一建設事務所

ま え が き

第一建設事務所は、日本の政治・経済の中心である千代田区・中央区・港区の都心3区を所管しています。

管内は、皇居を始めとして、国会や政府の諸機関が集中する中央官庁街、日本の代表的な企業の本社が軒を並べる丸の内・大手町のオフィスビル街、大規模な再開発が展開されている汐留・環二地区、銀座・日本橋・秋葉原・六本木などに代表される地域の伝統と特色を持った商業地域や繁華街、御茶ノ水・神田周辺の文教地域などで構成されています。

これまで当事務所が取り組んできた道路整備は、交通渋滞を解消し、生活環境や経済性、利便性を向上させ、管内の特徴である国家中枢の政治・経済活動を支えてきました。

今後はさらに、「2020年に向けた実行プラン」を推進し、オリンピック・パラリンピック開催とその後を見据えた都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理に取り組みます。

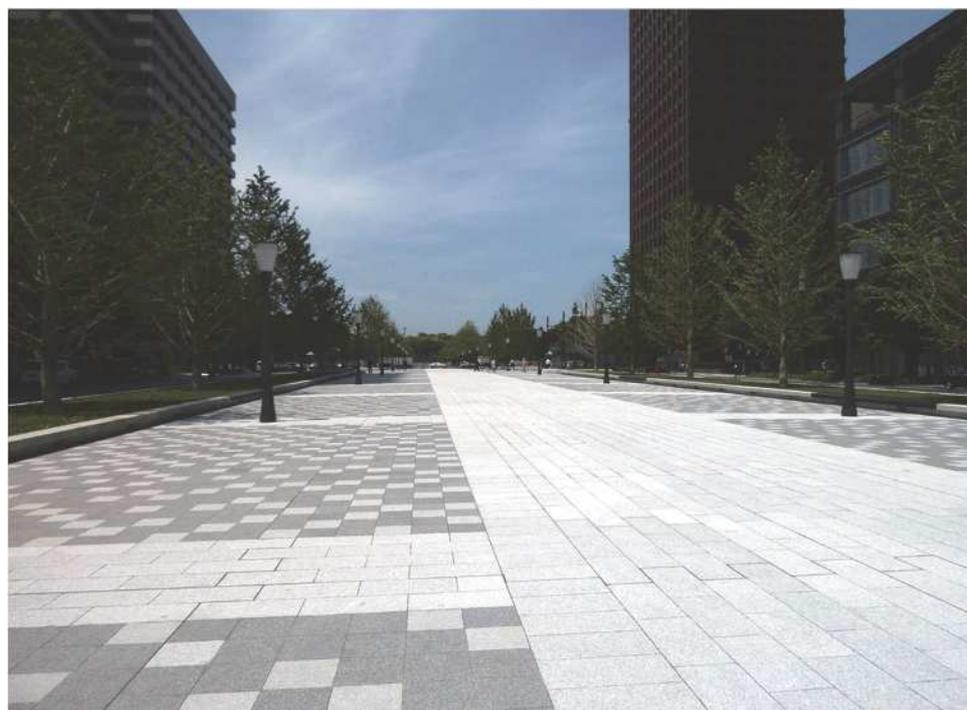
また、実行プランに掲げる「3つのシティ」の実現に向けた総合的な施策を展開するとともに、「働き方改革」に積極的に取り組み、局事業を着実に推進するための職員の意識改革と生産性向上にも尽力いたします。

令和元年度は、これらの基本方針を踏まえ、下記の項目を重点目標に設定し、一建が果たすべき役割を確実に遂行できるよう体制と方策を確立してまいります。

- 1 東京2020大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進め、環状第2号線の地上部道路及び大会時の輸送拠点を令和元年度末までに完成させるとともに、「都民ファースト」の視点を持って、バリアフリー化の推進等、安全、快適で成熟した都市東京の魅力を高め、日本の中枢を支える一建管内の都市づくりを推進する
- 2 都民ニーズを的確に受け止め、事業の意義や必要性等について一層の説明責任を果たしながら、無電柱化の推進、シンボルロード事業整備、橋梁及びトンネルの長寿命化、清洲橋・築地大橋など隅田川に架かる5橋のライトアップ、環状第4号線など道路ネットワークの整備、隅田川テラスの整備、外濠しゅんせつなど、首都東京の顔となる道路・河川のグレードアップを図る
- 3 働き方改革等による建設業の魅力を向上し、担い手確保を図るため、週休2日工事の推進、しゅんせつ工事等におけるICT活用や工事・委託の平準化などに取り組むとともに、入札契約制度改革に基づき、契約・経理事務の適正な執行と「総合評価方式の活用」、「入札契約情報の厳格管理」等に着実に対応する
- 4 「現場第一主義」に立ち、技術の伝承とプロとして切磋琢磨し、個々の行政能力や専門性を磨き、職務に取り組む職員を育成する
- 5 仕事の進め方を抜本的に見直し、既存の概念や前例を超え、スピード、柔軟さ、チームワークを備えた執行体制を構築し、職員の意識変革を図り課題に取り組むとともに、職員一人ひとりのライフ・ワーク・バランス実現を通じた、組織活性化や都民サービスの向上を図る



〔街路整備〕補助第97・98号線 東京駅丸の内駅前広場



〔街路整備〕補助第197号線(行幸通り) 千代田区丸の内二丁目付近



〔街路整備〕環状第2号線・築地虎ノ門トンネル(港区新橋四丁目付近)



〔街路整備〕環状第2号線・勝どき陸橋(中央区勝どき五丁目付近)



〔シンボルロード整備〕内堀通り 千代田区皇居外苑地内



〔路線ごとの整備ーせん定〕 絵画館前イチョウ並木(港区北青山一丁目付近)



〔自転車走行空間整備〕環状第3号線(港区南青山一丁目～二丁目地内)



〔遮熱性舗装整備〕昭和通り(中央区内)



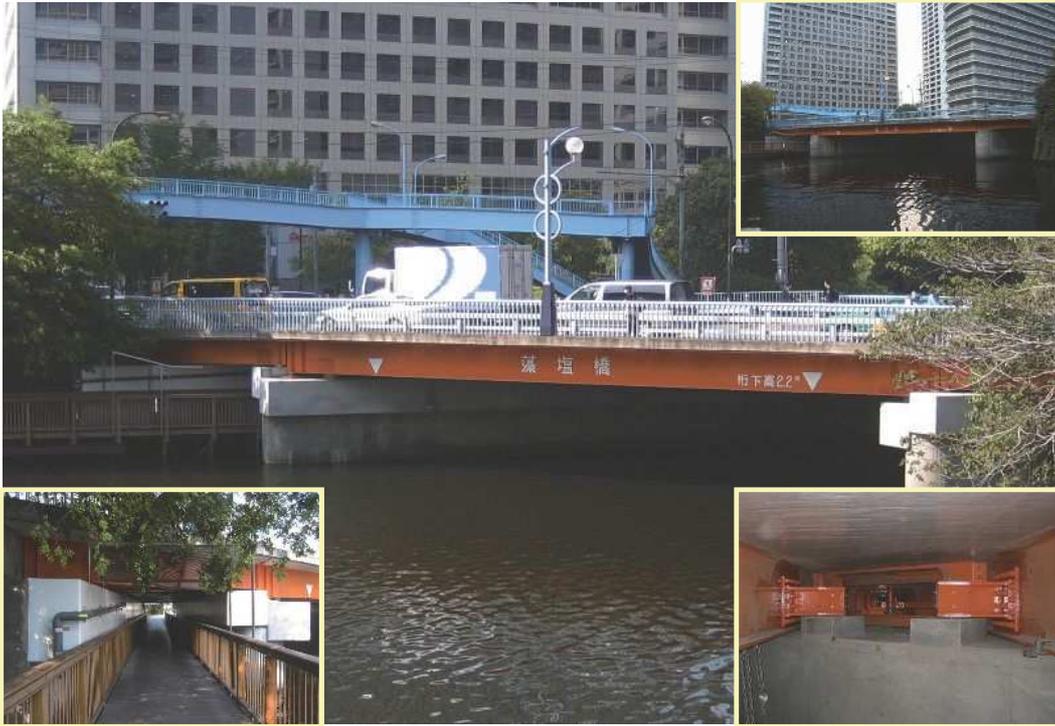
施工前

〔歩道設置・修景工事〕 特例都道255号(山王坂)



麻布トンネル照明整備改修

施工前



縁端拡幅

藻塩橋耐震補強工事(落橋防止)

変位制限構造



施工前

江戸橋歩道橋(床版取替え)



東京ふれあいロード・プログラム 港区六本木



地域住民との協働による花壇管理「花守」活動 中央区明石町 隅田川テラス



隅田川テラスギャラリー 中央区日本橋浜町二丁目 隅田川テラス 施工前



〔河川整備〕 古川地下調節池 取水施設と地下トンネル



〔河川浚渫〕 隅田川 尾久橋下流付近



〔河川水面清掃〕 隅田川 蔵前橋付近

『かちどき 橋の資料館』

～昭和初期の最先端技術がそそがれた勝鬨橋をわかりやすく紹介～

勝鬨橋は、明治38年の日露戦争の勝利を記念して築地と月島間の渡しにつけられた「かちどきの渡し」に由来しています。

東京湾修築計画に基づいて架けられたこの橋は、晴海地区で国家的イベントとして昭和15年に計画された「東京万博」へのメインゲートとしても利用するために当時の最先端技術の粋を集めて建造されました。

万博自体は戦争の激化により中止となりましたが、勝鬨橋は昭和15年6月14日に完成しました。橋の工事は、7年半の歳月と当時の金額で約420万円もの工事費がかかりました。

中央が開閉する勝鬨橋は、完成当時は跳開橋として東洋一の規模を誇っていましたが、隅田川を航行する船の減少、自動車交通量の増加などによって、昭和45年11月29日の開閉を最後に、開かずの橋となっています。なお、平成19年6月、永代橋、清洲橋とともに国の重要文化財に指定されました。

「かちどき 橋の資料館」は、勝鬨橋建設当時のままの設備、貴重な資料や関連情報などを展示・公開し、多くの方々に分かりやすく見てもらうために工夫しております。

また、橋を開くための巨大な機械等についても予約制で公開しております。

●場所 中央区築地六丁目（築地市場勝どき門横）

●開館時間 9時30分～16時30分

（12月1日～2月28日は9時～16時）

●開館日 毎週火、木、金、土曜日 **入場無料**

（12月29日～1月3日を除く）

●電話 03-3543-5672

〔橋脚内見学ツアー〕

・毎週木曜日（祝日、年末年始等を除く）予約制
参加費無料

・申込み方法 往復はがきに希望日等を記入

・宛先 新宿区西新宿 2-7-1

（公財）東京都道路整備保全公社

「かちどき 橋の資料館」予約係

・問合せ 公益事業課 電話 5381-3380

（このほか、学生・技術者向けのツアーも別途開催しております）



- ①説明用映像コーナー
- ②建設当時の展示コーナー
- ③勝鬨橋模型コーナー
- ④発電設備
- ⑤勝鬨橋の図面
- ⑥視聴覚コーナー
- ⑦電気設備

令和元年版 事業概要目次

I 事務所の概要

1 所管区域と主な業務	1 頁
2 沿革	2
3 組織及び分掌	3
4 職員配置	5
5 事業費（歳出予算額）	6

II 道路事業

1 道路の現況	8
2 道路事業の手順	10
3 道路・橋りょう等の整備	11
(1) 道路整備事業	11
ア 放射第21号線（虎ノ門）	11
イ 環状第1号線（内堀通り）	13
ウ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留）	14
エ 環状第4号線（高輪・港南）	19
オ 補助第4号線（外苑東通り）	20
カ 補助第11号線（白金）	22
キ 東京駅丸の内口周辺整備事業	23
ク 高浜橋	26
(2) 道路・橋りょう修景事業	27
ア シンボルロード整備事業	27
イ 行幸通り周辺の道路景観整備事業	28
ウ 道路緑化整備事業	30
エ 勝どき橋の資料館および橋のライトアップ	31
(3) 交通安全施設整備事業	32
(4) 電線類地中化事業	32
(5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて）	33
4 道路・橋りょう等の維持補修	34
(1) 道路維持事業	34

(2) 道路補修事業	35
(3) 施設維持事業	37
(4) 橋りょう維持補修事業	38
(5) 街路樹維持事業	39
5 道路の管理	40
(1) 道路区域の決定・変更及び供用開始	40
(2) 道路台帳	41
(3) 道路占用	42
(4) 共同溝の管理	45
(5) 道路監察	46
(6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導	48
(7) 事業用地の管理	51
(8) 東京ふれあいロード・プログラム	51
III 河川事業	
1 河川の現況	52
(1) 管内河川の概況	52
(2) 管内河川の整備状況	53
2 河川の整備	55
(1) 中小河川整備事業（古川護岸改修）	55
(2) 古川地下調節池	57
(3) 日本橋川・神田川景観形成事業	58
3 河川の維持	60
(1) 維持事業	60
(2) 河川しゅんせつ事業	60
(3) 河川水面清掃事業	61
4 河川の管理	61
5 水防業務	64
6 減災協議会	64
付 表	65

I 事務所の概要

1 所管区域と主な業務

平成17年4月から千代田、中央、港の3区が所管区域となり、この区域の道路、河川、橋りょう等の整備、維持管理を担当している。

当所が所管している道路は、39路線、総延長約94kmである。管内の道路状況は、国道・都道・区道等を含めた道路率は24.0%であり、区部平均の16.5%と比較して際立っており、都心から環状、放射方向につながる主要幹線道路の交通需要はきわめて高く、活発な利用状況を呈している。

道路整備にあたっては、道路交通と沿道環境の調和、福祉のまちづくりに留意して進めており、また、既設、新設の道路に街路樹や歩道緑地帯の整備を推し進めるほか、総合的渋滞対策等のための施設等の整備を行っている。

河川については、8河川、管理延長22.2kmであるが、河川しゅんせつの対象は、所管区域にとどまらず23区内の27河川、約130kmとなっている。また、平成17年4月から当所の所管事業となった河川水面清掃の対象は、23区内の30河川、約109kmである。

河川事業は、水害から都民の生命や財産を守るとともに、うるおいのある水辺の形成や自然環境の保全・回復を図り、安全で快適な都市環境の改善を進めている。

なお、隅田川を除く7河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区が管理しているが、船舶の不法な係留や、スーパー堤防・緩傾斜型堤防等の一部の箇所路上生活者が集まるなど、一般都民の快適な利用が妨げられる状況も生じており、関係機関と協力して良好な河川環境の確保に努めている。

所 管 区 域

区 分	千 代 田 区	中 央 区	港 区	合 計
人 口 (人)	64,533	163,185	258,075	485,793
面 積 (k m ²)	11.7	10.2	20.4	42.2
道 路 管 理	延長(km)	24.9	21.2	47.8
	面積(千m ²)	834.5	794.6	1,532.3

(注) 人口・面積ともに平成31年4月1日現在(東京都総務局統計資料)

道路管理延長および面積は平成30年4月1日現在(東京都道路現況調査)

2 沿 革

昭和20年	4月	東京都第一土木出張所として、上野恩賜公園内に開設。 庶務課・工事課を置き、千代田・中央・港・台東・文京の5区の道路・橋りょう・河川・運河の整備を所掌。
昭和20年	10月	整地工事課を設置し、戦災跡地の整理を所掌。
昭和21年	5月	東京都第一建設事務所と改称。 区画整理課を設置し、区画整理事業を所掌。
昭和23年	2月	移転工事課を設置。
昭和23年	9月	浚渫工事課を設置し、区部の河川しゅんせつ工事を所掌。
昭和23年	11月	土地区画整理事業を新設の復興区画整理事務所に移管し、区画整理課・移転工事課を廃止。
昭和27年	11月	戦災跡地整理・防空土木施設整理を収束し、整地工事課を廃止。
昭和31年	4月	事務所を千代田区大手町一丁目に移転。
昭和32年	4月	用地課を設置。
昭和40年	4月	区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる。
昭和40年	7月	浚渫工事課を廃止し、管理課を設置。
昭和41年	3月	事務所を千代田区九段南二丁目に移転。
昭和44年	4月	補修課を新設。
昭和47年	10月	事務所を中央区明石町に移転。
昭和56年	4月	工事課を廃止し、工事第一課と工事第二課を設置。
平成元年	4月	港区を第二建設事務所へ移管。
平成9年	4月	工事第一課と工事第二課を廃止し、工事課を設置。
平成17年	4月	台東区、文京区を第六建設事務所へ移管。 港区が第二建設事務所から移管。千代田区、中央区、港区が所管となる。
平成22年	4月	環二工事課を新設。

3 組織及び分掌

所 長	副 所 長	
庶務課	庶務担当	①人事・給与・福利厚生 ②公有財産（他の課に属するものを除く）の管理 ③文書の收受・配布 ④公文書開示の連絡調整 ⑤広報・広聴の連絡調整
	経理担当	①会計 ②現金・有価証券の出納保管 ③物品・資材の調達、工事・修繕その他の契約 ④物品の出納保管、不用品の処分 ⑤進行管理の連絡調整
	検査担当	工事・工所用材料の検査
管理課	管理担当	①道路区域の決定、供用の開始 ②しゅん功道路の引継ぎ ③共同溝の管理 ④河川工事等の承認 ⑤河川の占用許可、占用料の徴収 ⑥河川台帳の整備・保管 ⑦事業用地・廃川敷・代替地・先行取得用地等の管理 ⑧隅田川テラスの利用推進
	道路台帳担当	①道路台帳の整備・保管 ②道路区域、道路敷地の調査・測量 ③道路の幅員証明、区域証明、区域の表示 ④道路境界立会い ⑤公共基準点管理
	占用担当	①道路の占用許可、占用料等の徴収 ②道路管理者以外の者の道路工事等の承認 ③沿道区域内の掘削工事等の事前指導
	監察担当	①道路・河川の監察 ②車両制限令に基づく取締り ③不法占用等の取締り ④道路工事・占用工事の調整 ⑤隅田川テラスの適正化
	工事調整担当	道路工事・占用工事の調整（監察担当に属するものを除く）
用地課	調整担当	①用地取得に伴う連絡調整 ②土地評価・損失補償額の調整 ③土地収用手続きの連絡調整 ④移転資金の貸付等生活再建の助成
	用地担当	①事業用地の取得 ②物件移転その他の損失補償額の算定 ③土地・借地権等の評価・算定
工事課	工務担当	①道路・橋りょう・河川工事の各課連絡調整 ②地下埋設物・占用物件の調整 ③都市計画法に基づく周知及び都市計画相談 ④水防業務
	道路設計担当	環四以外の道路・橋りょう工事の調査、設計、調整
	環四設計担当	環四の道路・橋りょう工事の調査、設計、調整
	河川設計担当	①河川工事の調査、設計、調整 ②河川等工作物の維持補修設計 ③河川占用、沿川開発等に係る技術審査
	工事総括担当	①道路、橋りょう、河川護岸等の築造工事 ②①の工事の施行、測量、調査、監督 ③①、②の工事の設計変更、清算、清算の照査 ④河川等工作物の維持修繕工事 ⑤道路、河川整備工事等の損害賠償 ⑥事業用地、建物の監視
	工事担当	同上(①、④は除く)
	測量担当	①道路・橋りょう及び河川の測量 ②建築に係る道路・河川境界線の測量
浚渫工事課	工務担当	①環状第2号線工事及び事業用地の造成工事の工程管理と各課連絡調整 ②地下埋設物・占用物件の調整 ③都市計画法に基づく周知及び都市計画相談 ④工所用資材及び機械器具に関すること ⑤建築にかかる境界確定
	設計担当	①環状第2号線の工事に係る調査、設計 ②環状第2号線の工事に係る測量

環境対策担当	①環状第2号線に係る環境影響評価に関すること
— 工事総括担当	①環状第2号線の工事の調整、進行管理 ②①の工事の施行、測量、調査、監督 ③①の工事の設計変更、清算 ④担当する区域内の事業用地及び建物の監視
— 工事担当	①同上（①を除く） ②他機関への委託工事の調整、進行管理
— 渉外担当	①環状第2号線の工事に伴う損害賠償 ②担当する区域内の事業用地及び建物の監視
— 輸送拠点整備担当	①オリパラ競技大会に関連する輸送拠点の駐車場整地工事に係る設計及び工事に係る測量 ②前号の工事の施工及び監督 ③第1号の工事の設計変更
— 環二工事事務所	①環状第2号線の工事の施行、測量、調査、監督 ②①の工事の設計変更、清算 ③担当する区域内の事業用地及び建物の監視
補修課	
— 調査担当	①道路・橋りょう等の現況調査 ②道路占用・道路掘削の技術指導 ③道路・橋りょう等の損傷に対する原状回復
— シンボルロード整備担当	シンボルロード整備事業の調査、調整、工事
— 安全施設担当	BRT事業に係る調査、調整、工事
— 道路維持担当	①道路・道路附属物の維持工事 ②道路の応急補修、災害復旧工事
— 施設維持担当	①地下道の電気・機械設備、共同溝の維持 ②勝関橋の機器保守
— 橋りょう維持担当	①橋りょう・橋りょう附属物の維持・補修工事 ②橋りょうの応急補修、災害復旧工事 ③橋りょうの点検、荷重制限 ④占用の技術指導
— 補修担当	①道路・道路附属物の補修工事 ②側溝改修工事
— 街路樹担当	①街路樹・緑地帯等の調査・設計、維持・補修工事 ②街路樹等の応急補修・災害復旧工事 ③街路樹等の病虫害防除
— 千代田工区	①所管区域内の測量、調査、工事の施行、監督 ②工事の設計変更、精算 ③道路・河川等の占使用許可申請書の受理 ④道路・河川等の巡回 ⑤工区内の事業用地・建物の監視
— 中央工区	同上
— 港工区	同上

4 職員配置

平成31年4月1日現在(単位：人)

区分 所属		管理職		技術						技能 労務	合計	再任用	一般職 非常勤	総計
		事務	技術	事務	土木	建築	機械	電気	造園					
庶務課	庶務担当	<1>	1	4							6			6
	経理担当			4							4		1	5
	検査担当				1						1			1
	小計	<1>	1	8	1	0	0	0	0	0	11	0	1	12
管理課	管理担当	<1>		3	2						6	1	3	10
	道路台帳担当										0	1		1
	占用担当			4							4		2	6
	監察担当			3					2		5			5
	工事調整担当			1							1			1
小計	<1>	0	11	2	0	0	0	0	2	16	2	5	23	
用地課	調整担当		1	2		1					4			4
	用地担当			6							6			6
	小計	0	1	8	0	1	0	0	0	0	10	0	0	10
工事課	工務担当		1		2						3		1	4
	道路設計担当				4						4			4
	環四設計担当				2						2			2
	河川設計担当				4						4			4
	工事総括担当				2						2		2	4
	工事担当				3						3			3
	測量担当				3						3			3
	浚渫工事担当				7					1	8		1	9
小計	0	1	0	27	0	0	0	0	1	29	0	4	33	
環二工事課	工務担当		1		2						3			3
	設計担当				3	1	1	1			6			6
	環境対策担当				1						1			1
	工事総括担当				3						3			3
	工事担当				2						2			2
	渉外担当				1						1			1
	輸送拠点整備担当				3						3			3
	環二工事事務所				2						2			2
小計	0	1	0	17	1	1	1	0	0	21	0	0	21	
補修課	調査担当		1		5						6		1	7
	シンボルロード整備担当				1						1			1
	安全施設担当				1						1			1
	道路維持担当				4			1	1		6	1		7
	施設維持担当						1	2			3			3
	橋りょう維持担当				7						7			7
	補修担当				6						6			6
	街路樹担当				1				2		3			3
小計	0	1	0	25	0	1	3	2	1	33	1	1	35	
工区	千代田工区				3						3		1	4
	中央工区				3						3		1	4
	港工区				5						5		1	6
	小計	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11	0	3	14
合計		<2>	5	27	83	2	2	4	2	4	131	3	14	148

<>は再任用職員

5 事業費(歳出予算額)

科 目	令和元年度歳出予算額(設計指示額)			
	用地・補償	工 事	そ の 他	計
道 路 事 業	19,853,100	15,399,593	13,168,899	48,421,592
道路管理費	0	0	15,000	15,000
道路維持費	0	269,309	2,046,231	2,315,540
橋梁維持費	0	193,000	70,351	263,351
道路補修費	0	2,456,600	1,035,183	3,491,783
交通安全施設費	0	2,385,800	1,075,400	3,461,200
街路整備費	16,796,000	6,267,200	6,013,500	29,076,700
橋梁整備費	4,100	3,397,000	2,826,100	6,227,200
道路建設部所管	4,100	645,000	135,000	784,100
道路管理部所管	0	2,752,000	2,691,100	5,443,100
用地会計	3,053,000	0	0	3,053,000
執行委任	0	430,684	87,134	517,818
就業促進費 (産業労働局)	0	0	65,134	65,134
観光産業振興費 (産業労働局)	0	46,800	20,000	66,800
管理費 (都民安全推進本部※)	0	0	2,000	2,000
オリンピック・パラリンピック準備費 (オリンピック・パラリンピック準備局)	0	323,884	0	323,884
都市基盤調査費 (都市整備局)	0	60,000	0	60,000
河 川 事 業	6,000	5,468,520	680,016	6,154,536
河川維持費	0	13,000	550,700	563,700
水防費	0	0	716	716
河川防災費	0	339,500	5,000	344,500
河川環境整備費	0	1,515,120	56,600	1,571,720
河川しゅんせつ	0	1,383,120	50,000	1,433,120
その他事業	0	132,000	6,600	138,600
中小河川整備費	6,000	1,478,900	46,000	1,530,900
高潮防御施設費	0	2,122,000	21,000	2,143,000
合 計	19,859,100	20,868,113	13,848,915	54,576,128

※ 「青少年・治安対策本部」は平成31年4月に「都民安全推進部」に改組。

(単位:千円)

平成30年度歳出予算額(設計指示額)				前年度対比	
用地・補償	工 事	そ の 他	計	増(△)減	伸び率(%)
16,419,897	10,977,888	11,085,112	38,482,897	9,938,695	25.8
0	0	16,000	16,000	△ 1,000	△ 6.3
0	293,407	1,816,661	2,110,068	205,472	9.7
0	176,000	56,851	232,851	30,500	13.1
0	2,510,100	634,125	3,144,225	347,558	11.1
0	2,397,781	734,300	3,132,081	329,119	10.5
14,901,777	2,554,600	5,611,420	23,067,797	6,008,903	26.0
4,200	2,901,000	2,132,000	5,037,200	1,190,000	23.6
4,200	783,000	340,000	1,127,200	△ 343,100	△ 30.4
0	2,118,000	1,792,000	3,910,000	1,533,100	39.2
1,513,920	0	0	1,513,920	1,539,080	101.7
0	145,000	83,755	228,755	289,063	126.4
0	0	63,755	63,755	1,379	2.2
0	135,000	20,000	155,000	△ 88,200	△ 56.9
0	10,000	0	10,000	△ 8,000	△ 80.0
0	0	0	0	323,884	皆減
0	0	0	0	60,000	皆減
11,000	4,299,120	802,350	5,112,470	1,042,066	20.4
0	10,000	568,350	578,350	△ 14,650	△ 2.5
0	0	0	0	716	皆増
0	301,520	0	301,520	42,980	14.3
0	1,190,000	83,000	1,273,000	298,720	23.5
0	980,000	70,000	1,050,000	383,120	36.5
0	210,000	13,000	223,000	△ 84,400	△ 37.8
11,000	1,067,600	40,000	1,118,600	412,300	36.9
0	1,730,000	111,000	1,841,000	302,000	16.4
16,430,897	15,277,008	11,887,462	43,595,367	10,980,761	25.2

注)「用地・補償」には工事補償費を含む。「その他」は測量試験費、工事委託・負担金等。工事雑費、事務費は含まない。

Ⅱ 道 路 事 業

1 道路の現況

当所管内の道路の歴史は古く、古くは道路元標のある日本橋を中心とした旧街道をその原型とし、その後近代都市づくりを目指した明治22年の市区改正による「改正道路」や、大正12年関東大震災の復興区画整理事業、第二次大戦後の戦災復興区画整理事業により整備された道路などが積み重ねられて現在の道路網が形成されている。

道路は人と物の移動に不可欠な施設であり、多様な交通需要に対応するほか、都市の骨格を形成するとともに都市生活に必要なライフラインの収容空間でもあり、大震災・火災等に際しては延焼防止や避難救急活動にも不可欠なものである。

管内の都市計画道路の現況

平成29年3月31日現在)

区分 区名	計画延長 (km)	完成延長 (km)	概成延長 (km)	完成率 (%)
千代田区	54.6	46.6	5.2	85.4
中央区	43.7	38.5	0.9	88.2
港区	91.7	64.8	14.5	70.6
管内計	190.0	149.9	20.6	78.9
区部計	1,769	1,157	229	65.4

また、その地域面積に占める道路面積の割合である道路率（国道・区道・自動車専用道を含む）は、当所管内では24.0%と高率である。

これは区部全体の道路率16.5%、横浜市の13.4%、大阪市の15.5%と比較して突出しており、道路整備が進んでいることを示している。

管内の国道・区道・自動車専用道を含む公道延長は、673,810m、面積10,154,062㎡（平成30年4月1日現在）であり、このうち当所が管理する道路は39路線（都道38路線、国道1路線）で、道路延長は、93,794m、面積が3,161,431㎡（平成30年4月1日現在）で、管内道路延長の13.9%、道路面積の31.1%を占め、幹線道路網として重要な役割を果たしている。（付表3 管内道路の区別・管理者別概要 P72 および 付表4 管内都道一覧表 P73, 74 参照）

管内管理道路の実延長及び面積

(平成30年4月1日現在)

	国道 指定区間外		主要地方道		特例都道		計	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
千代田区	0	0	9,687	331,724	15,192	502,704	24,879	834,428
中央区	0	0	12,331	481,128	8,830	313,506	21,161	794,634
港区	480	14,309	19,065	593,760	28,209	924,230	47,754	1,532,299
管内計	480	14,309	41,083	1,406,612	52,231	1,740,440	93,794	3,161,361

近年の業務機能の加速度的な集中に伴う自動車交通の増大は、管内道路の慢性的な交通渋滞をもたらしている。

また、阪神淡路大震災はもとより、東日本大震災においても道路が果たす防災機能の重要性が再認識されたところでもあり、なお一層の道路整備を促進する必要に迫られている。

東京都と特別区及び26市2町では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

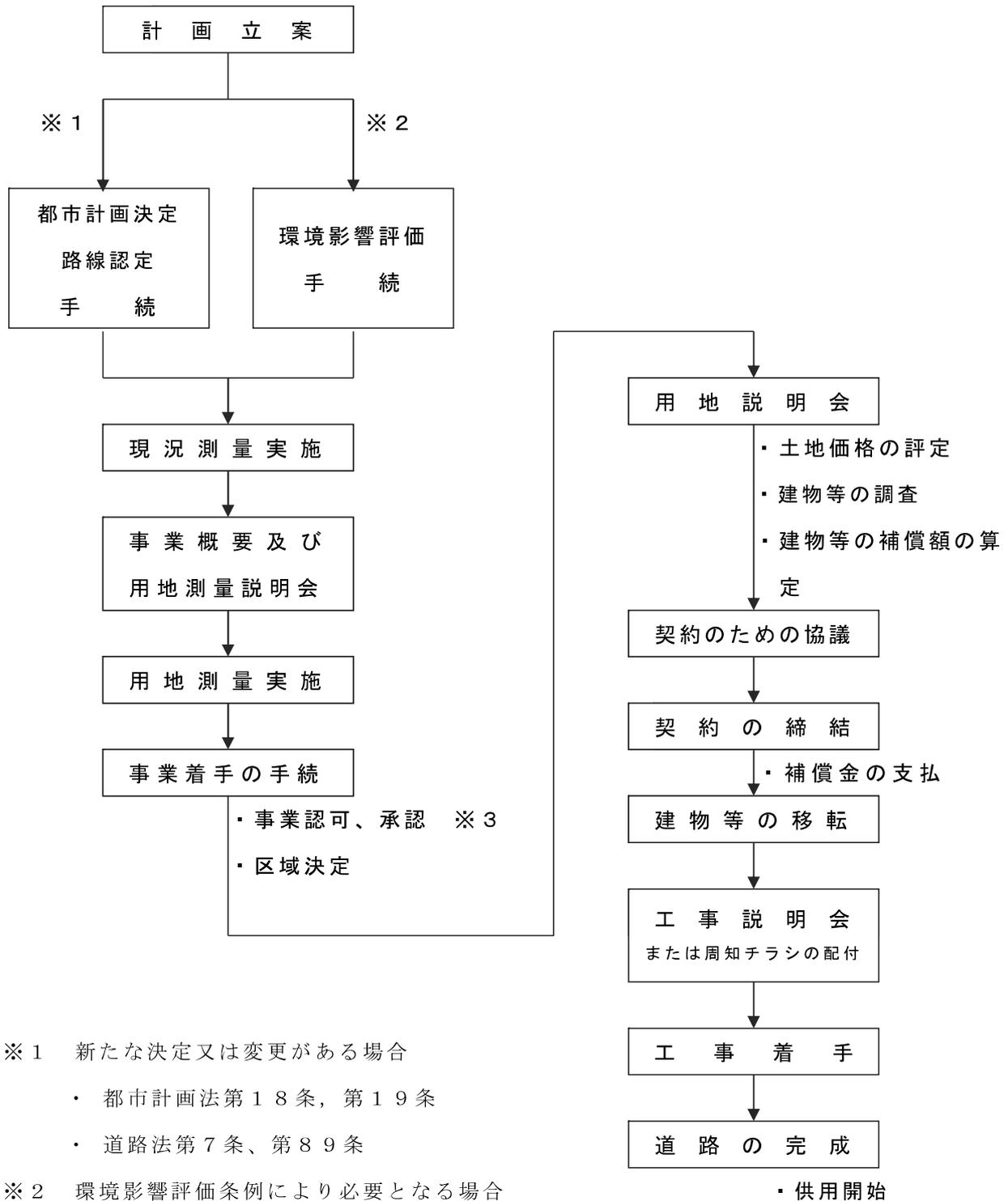
区部においては、昭和56年に第一次事業化計画、平成3年に第二次事業化計画、平成16年に第三次事業化計画を策定してきており、平成28年3月、より効率的な道路整備とするため、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画である「第四次事業化計画」(平成28年度から平成37年度まで)を策定した。

当事務所管内においては、「放射第9号線(神保町)」「放射第21号線(虎ノ門)」「環状第3号線(勝どき～芝公園)」「環状第4号線(白金台・高輪)」「補助第4号線(六本木・麻布)」「補助第11号線(白金Ⅱ期)」の6路線6区間が選定されている。

一方、新たな都市計画道路の整備には長い期間と膨大な費用を要することから、新たな道路整備と並行して既に整備されている道路や道路構造物についても、きめ細かな維持管理を行うとともに、高齢社会等に適応する道路の改良や地域の個性を生かした道路のリニューアル化を図り、時代とともに変化する都民ニーズにあわせた道路づくりを目指していく必要がある。

2 道路事業の手順

道路事業の計画から完成に至る手順は、おおむね次のとおりである。



※1 新たな決定又は変更がある場合

- ・ 都市計画法第18条、第19条
- ・ 道路法第7条、第89条

※2 環境影響評価条例により必要となる場合

※3 都市計画法第59条

3 道路・橋りょう等の整備

道路は、単に歩行者や自動車の通行の用に供するだけでなく、高度情報化社会に対応する情報インフラや、電気、ガス、上下水道等の各種供給処理施設の収容空間として、さらに防災空間としての役割をも有する都民生活を支える最も基礎的な社会基盤である。

当所が管轄している千代田・中央・港の都心3区は、政治・経済・文化の中心地区として活発な都市活動が行われており、慢性的な交通渋滞の緩和とともに、都心にふさわしい風格ある質の高い都市基盤の整備が強く望まれている。

そのため ①道路・橋りょうの新設、拡幅 ②道路・橋りょうの長寿命化、耐震対策 ③交通安全施設の整備 ④電線類地中化 等の事業を行っている。

(1) 道路整備事業

地価の高い管内の都市計画道路整備には事業費の確保が大きな課題であり、用地の取得に当たっても、地価の上昇、境界確定や相続に伴う諸問題、高齢者世帯の増加や移転先の確保が困難なことなどもあり、関係権利者との調整には長い時間が必要となっている。

このため、事業効果のPR、将来整備イメージを提示するとともに、適正かつ公正な補償とあわせ、代替地提供制度・移転資金貸付制度等の生活再建助成策を活用し、関係権利者の理解と協力を得ながら事業の早期解決に努めているところである。

また、工事の施行に当たっては、騒音・振動などの抑制と交通の確保等に細心の注意を払い、沿道環境及び都民の日常生活への影響を極力抑えるよう努めている。

現在、管内では7路線延長7,095mの区間で事業を行っている。

ア 放射第21号線（虎ノ門）

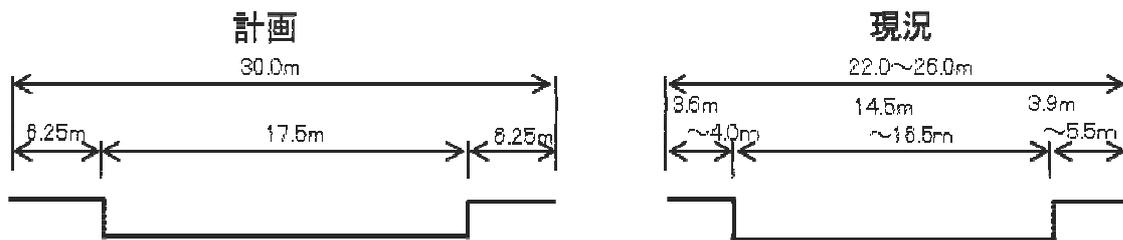
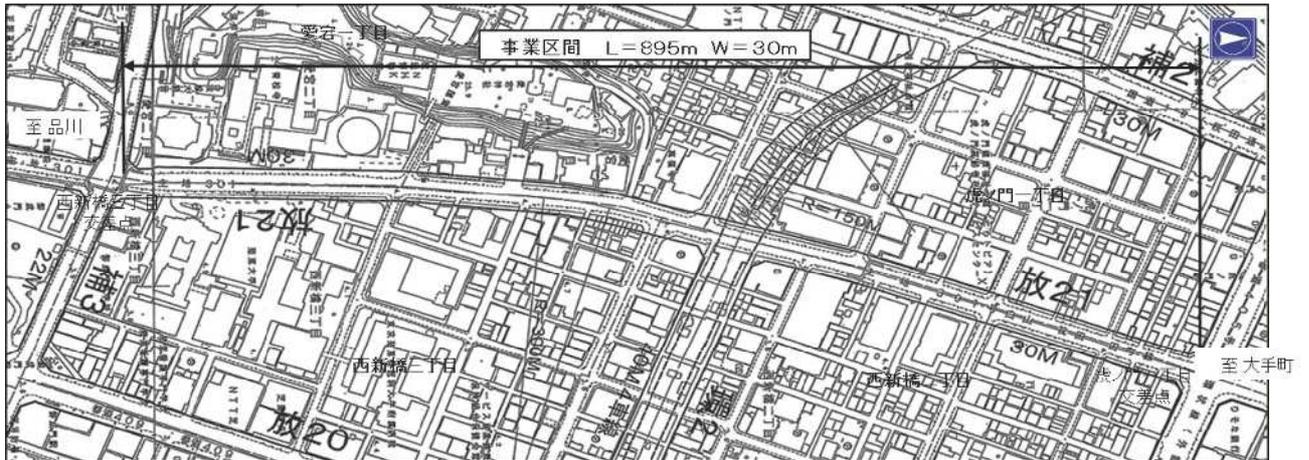
a 事業区間の概況

放射第21号線は、日比谷公園（祝田橋）から第一京浜までの約3.7kmの幹線街路である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線である、港区虎ノ門一丁目地内、虎ノ門一丁目交差点から、同区西新橋三丁目地内、西新橋三丁目交差点までの延長895mの区間について、現況幅員約22m～26mの道路を30mに拡幅する。

b 事業の進捗状況

平成29年11月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、平成31年3月に事業認可を取得した。令和元年6月に用地説明会を開催し、今後用地取得に着手していく。



イ 環状第1号線（内堀通り）

a 事業区間の概況

環状第1号線は、千代田区日比谷公園（日比谷交差点）を起終点とし、皇居外苑を周回する総延長約6.5kmの幹線街路（環状街路）である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）における優先整備路線である、千代田区九段南一丁目地内、九段下交差点から補助第166号線（雉子橋通り）との交差部までの延長約580mの区間について、現況幅員約20mの道路を30mに拡幅する。

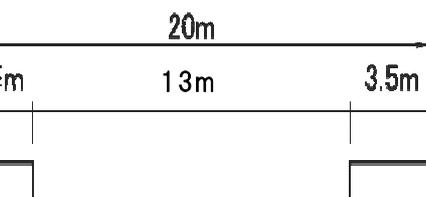
b 事業の進捗状況

平成24年7月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、同年12月に事業認可を取得して、平成25年度から用地取得に着手した。

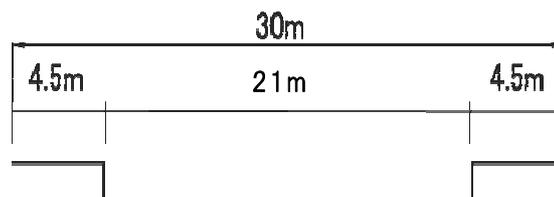
平成30年度末現在の取得率は、約13%である。



現況断面図



計画断面図



ウ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留）

a 概要（図－1）

環状第2号線は、江東区有明（湾岸道路）を起点とし、千代田区神田佐久間町（昭和通り）を終点とした総延長約14kmの区部環状方向の幹線道路である。

昭和21年、戦災復興の一環として新橋から神田佐久間町までの間、延長約9.2kmについて幅員100mで都市計画決定した後、昭和25年には現在の計画と同じ幅員40mに変更、また平成5年には、臨海部との連携強化を図るため、新橋から有明まで延伸している。平成10年には汐留から虎ノ門までの区間の道路構造を地下トンネル構造へ変更し、また平成19年には晴海から汐留までの区間のうち、隅田川より東側を橋梁・高架方式へ変更している。

環状第2号線は、これまでに外堀通りなど約9kmの区間が完成しており、平成26年3月に新橋から虎ノ門までの約1.4kmの区間も開通した。さらに、平成30年11月には、旧築地市場内の地上部に仮設道路を整備し、豊洲から築地までの約2.8kmの区間が暫定開通した。引き続き、豊洲から虎ノ門までの区間で本線部の工事を進め、早期の全線開通を目指していく。



図－1 環状第2号線の概要図

b 事業の状況（図－2）

① 汐留～虎ノ門間

当該区間は、都内でも有数の商業地であることから、当初計画の平面道路では移転を強いられる事業主等の同意が得られずに協議が難航した。平成元年の立体道路制度創設に伴い、この制度の活用を前提とした事業計画に改めたことで協議が整い、平成10年、再開発事業の都市計画決定と平面道路から本線地下道路への都市計画変更を行い、平成15年には、本線地下トンネルの都市計

画事業認可を取得した。
このうち新橋から虎ノ門の区間については、地上部道路を再開発事業で、地下トンネルを街路事業で整備することとなり、平成17年よりトンネル工事に着手し、平成26年3月29日に地上部道路も含め開通した。残る



図－2 事業地案内図

汐留の区間についても既にトンネル躯体は完成しており、今後、トンネル設備工事や舗装工事を進めていく。

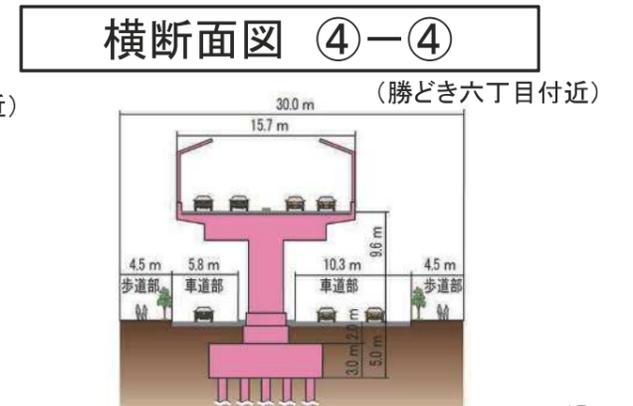
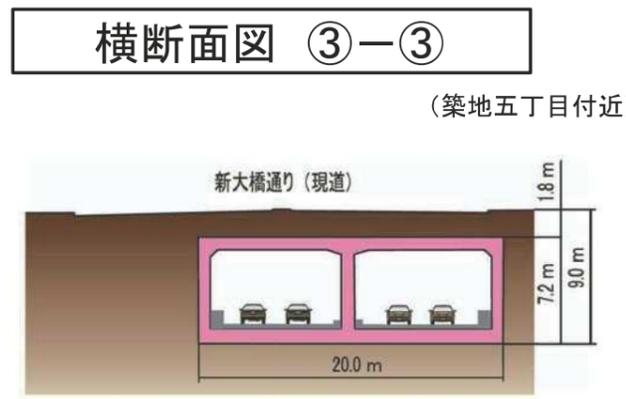
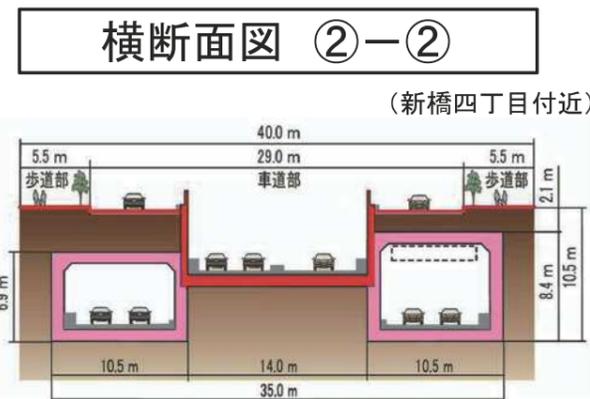
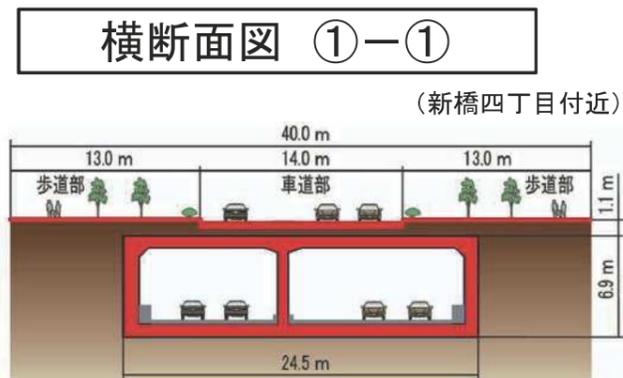
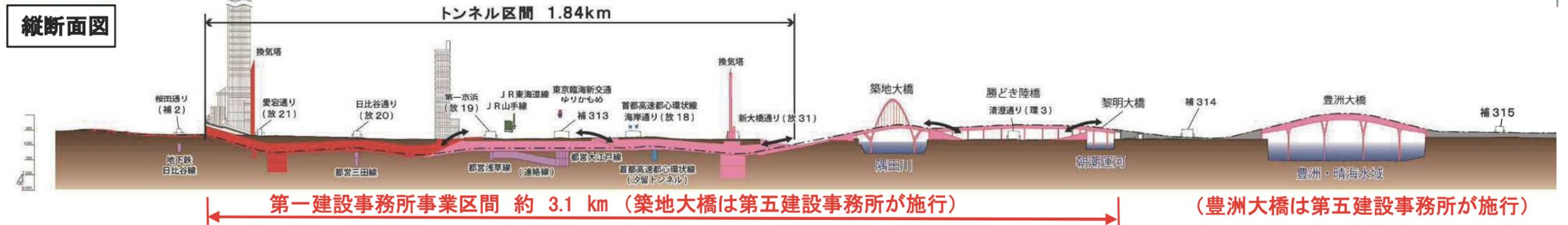
② 晴海～汐留間

平成5年の都市計画決定時には、旧築地市場が築地五丁目地内において再整備をする予定であったことからトンネル構造としていたが、平成13年、豊洲地区への移転による整備計画が示されたことを受け、あらためて構造などを検討した結果、①勝どき地区における避難ルートの拡充などの防災性の向上、②築地市場跡地における土地利用の増進、③築地、勝どき、晴海地区間の連携強化などの観点から、平成19年10月に隅田川から東側の構造形式を地下式から地表式へ都市計画を変更し、同年12月に都市計画事業認可を取得した。

平成20年6月に事業及び用地測量説明会を開催し、用地取得を進めており、平成30年度末現在の取得率は、37%である。また、工事については、勝どき地区の高架橋工事並びに平面部の街路築造工事は、概ね、平成28年度に完了しており、現在、本線未整備区間のトンネル工事及び築地換気所（仮称）の躯体工事、勝どき地区での昇降施設工事を進めている。

なお、環状第2号線の整備効果を早期に発現するため、地上部に仮設道路を整備し、平成30年11月4日に豊洲から築地までの約2.8kmの範囲が暫定開通した。引き続き、仮設道路を切替えながら、本線の整備を進めていく。

環状第2号線（晴海～虎ノ門）概要図



エ 環状第4号線（高輪・港南）

a 事業区間の概況

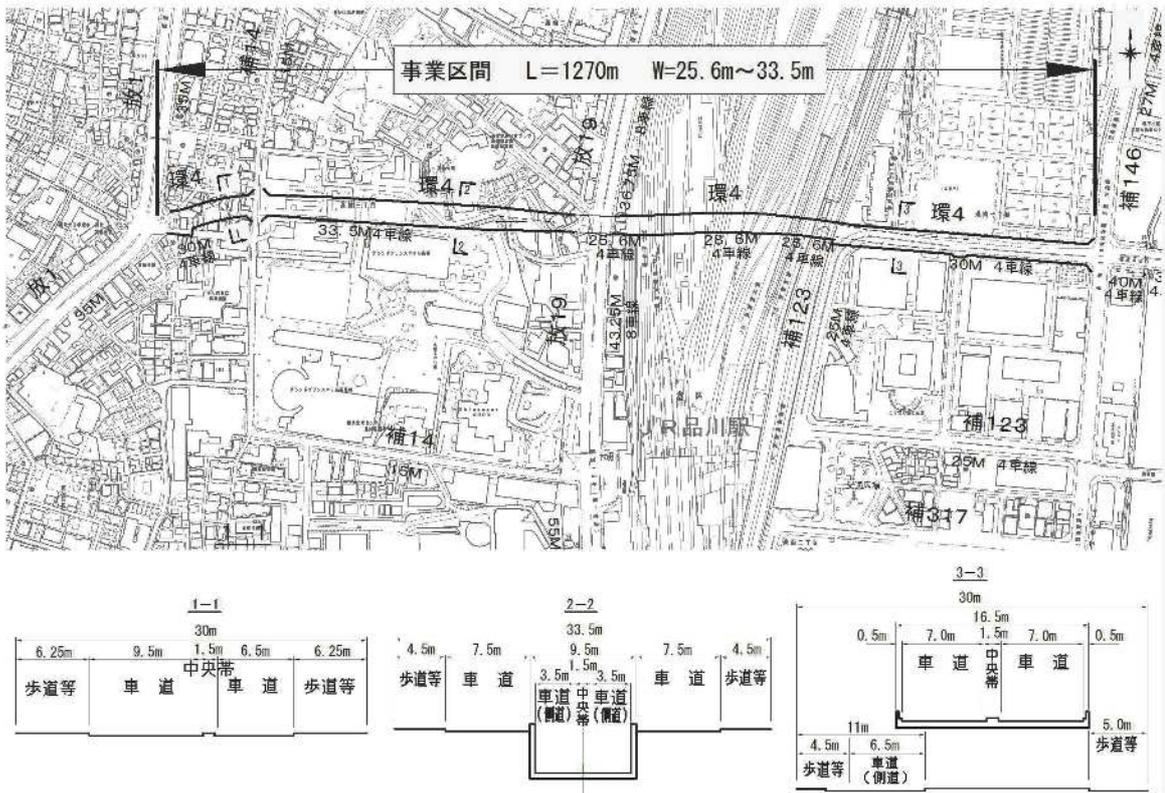
環状第4号線は、港区港南三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長約29.9kmの都市計画道路である。

今回整備区間に隣接する品川駅周辺地区は、本格的に国際化が進む羽田空港と近隣し、2027年のリニア中央新幹線の開業（予定）を見据え、更なる拠点性の強化が期待されている。このため、東京都は、平成26年に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を策定、拠点性を高める道路ネットワークの1つとして、環状第4号線の整備・延伸することになった。

このうち、高輪・港南区間（旧海岸通り～国道1号（桜田通り））は、延長1270m、幅員25.6mから33.5mの道路を新設及び拡幅整備するものであり、平面構造に加え、鉄道及び国道15号（第一京浜）との交差点は橋梁構造とし、国道15号（第一京浜）へのアクセスのため、道路の中央部分に接続路（側道）を整備する。

b 事業の進捗状況

令和元年7月に国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、今後、用地取得に着手する。



オ 補助第4号線（外苑東通り）

a 事業区間の概況

補助第4号線は、港区海岸一丁目（芝商業高校前交差点）を起点とし、港区南青山一丁目に至る総延長約4.1kmの補助線街路であり、全線が概成または完成している。

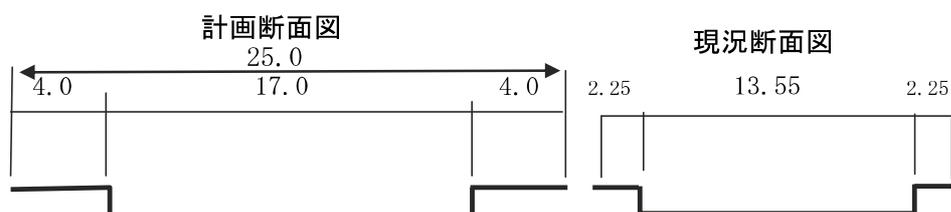
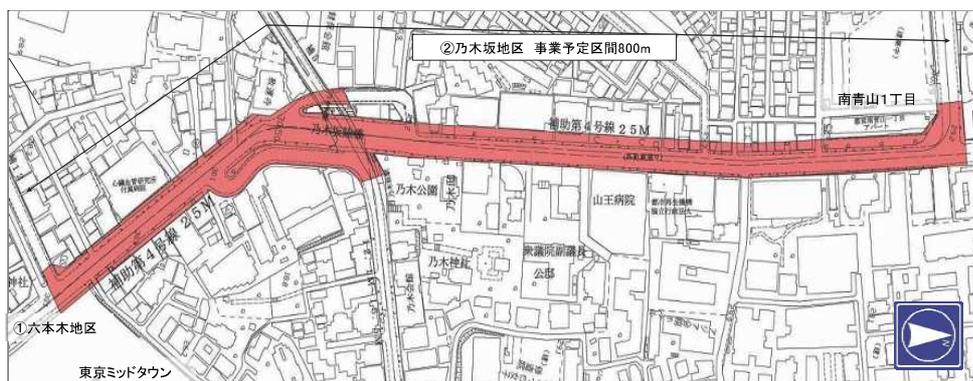
このうち、①六本木地区東京ミッドタウンの反対側、延長約220mの区間について平成19年度より事業着手をした。本区間は六本木交差点に近く、歩行者が多いことから、歩道拡幅に関する地元要望が強く、特に歩行者交通の円滑化を目的とした道路整備を進めてきている。

平成24年2月に、六本木地区に連続する南青山1丁目までの区間（②乃木坂地区）と六本木地区と合わせ、延長1,080mの区間で事業認可を取得した。

① 六本木地区



②乃木坂地区



b 事業の進捗状況

- ① 六本木地区は、平成18年7月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、現況及び用地測量を実施、平成19年度に用地説明会を開催のうえ用地取得に着手し、平成30年度に用地取得を完了した。令和元年度は、街築工事及び車道・歩道整備工事を実施していく。
- ② 乃木坂地区は平成22年11月に事業・測量説明会を開催し、現況・用地測量を実施した。平成24年3月に用地説明会を開催し、平成24年度から用地取得を進めている。令和元年度は、用地取得のほか、排水管設置工事を実施していく。平成30年度末現在の取得率は、約61%である。

カ 補助第11号線（白金）

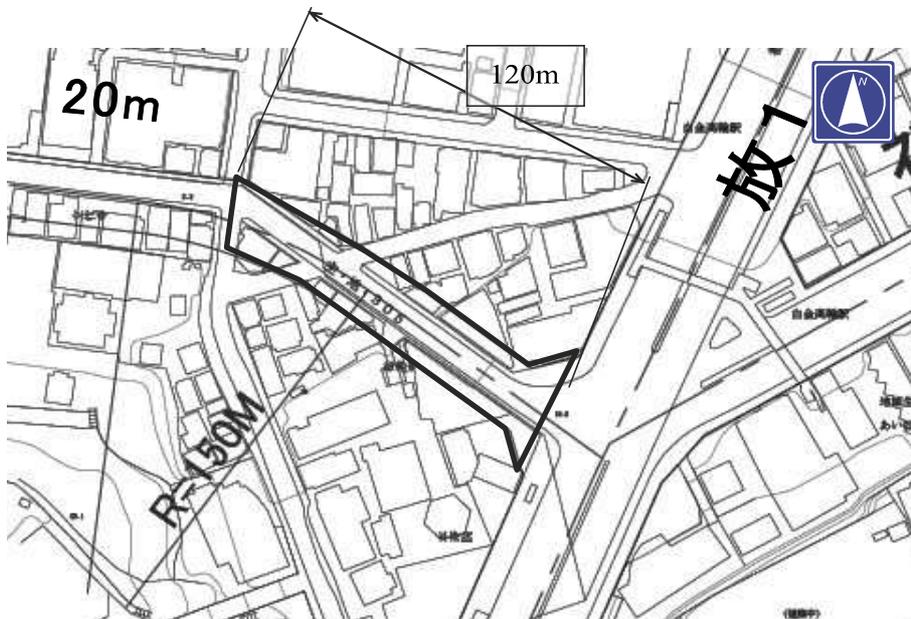
ア 事業区間の概況

補助第11号線は、港区三田三丁目（三田二丁目交差点）を起点とし、渋谷区恵比寿一丁目（恵比寿一丁目交差点）に至る総延長約3.5kmの補助線街路である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）における優先整備路線である、港区白金二丁目地内（白金一丁目交差点）から白金一丁目地内までの延長120mの区間について、現況幅員約11mの道路を20mに拡幅するとともに電線類の地中化を進める。

イ 事業の進捗状況

平成24年5月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、平成25年2月に事業認可を取得して、現在用地測量を進めている。平成25年3月に用地説明会を開催し、平成25年度から用地取得を進めている。平成30年度末現在の取得率は、約5%である。



キ 東京駅丸の内口周辺整備事業

a 事業の概要

東京駅丸の内広場は、わが国有数のターミナル駅である東京駅の駅前広場として、鉄道から鉄道、鉄道からバス・タクシーへの乗換えなど、通勤者、旅行者が数多く利用する交通の一大拠点であるとともに、長い歴史を持つ首都東京の「顔」である。

現在、交通広場の整備、地下歩行者専用道路、東西自由通路の新設などにより、東京駅周辺地区における都市整備と連携し、丸の内地区と八重洲地区を連携する回遊性の高い地下歩行者ネットワークの形成、公共と民間の協力による地域の活性化と連携強化、交通結節機能の強化・拡大などを図っている。

- ① 千代田歩行者専用道第5号線
 - ・規模 延長 240m 面積約 5,000 m²
 - ・総工事費 約 6.2 億円（都・民間で共同施行）
- ② 行幸通り修景整備（約 200m）
- ③ 地上交通広場（約 12,200 m²）、補助第97号線、補助第98号線
- ④ 都市の広場（6,500 m²）、東西自由通路
 - 都・民間で役割分担

b 事業の進捗状況

- ① 千代田歩行者専用道第5号線

平成17年9月に工事着手し、平成19年4月に開通式を行った。
- ② 行幸通り修景整備

東京駅丸の内口周辺トータルデザイン検討会において周辺建物も含めた一体的な景観が検討され、平成20年10月に事業認可を取得し、平成22年3月に完了した。
- ③ 補助第97号線及び補助第98号線（東京駅丸の内口交通広場）

JR東日本による赤レンガ駅舎の復原事業（平成24年10月完成）や都市の広場の整備などと連携を図りながら、調整を進め、平成27年3月に事業認可を取得した。なお、本事業は、東日本旅客鉄道株式会社に施工

を委託し事業を進めてきた。

c 現在までの経緯

平成11年	9月	知事・JR東日本社長会談「東京駅周辺整備事業を相互に協力して整備」
平成13年	1月	丸ビル建て替え事業にあわせ地下歩行者専用道路（先行部分）着手：三菱地所施行（都市再生交通拠点整備事業）
平成14年	6月	補助第97号線、補助第98号線、交通広場、東西自由通路 都市計画決定
平成14年	9月	「先行部分」完成（丸ビル建て替えオープン）
平成16年	1月	地下歩行者専用道路（千代田歩行者専用道第5号線）都市計画決定
平成17年	3月	地下歩行者専用道事業認可取得
平成19年	3月	千代田歩行者専用道第5号線完成
平成20年	10月	行幸通り事業認可取得
平成22年	3月	行幸通り事業完了
平成27年	3月	補助第97号線及び補助第98号線（東京駅丸の内口交通広場）事業認可取得
平成28年	12月	南側交通広場 道路部を部分開放
平成29年	5月	都市の広場 駅舎側を部分開放
平成29年	12月	東京駅丸の内口交通広場の完成式典
平成29年	12月	行幸通り 信任状奉呈式の馬車道として利用再開
令和元年	6月	第31回全国街路事業コンクール 会長賞受賞
令和元年	6月	平成30年度全建賞受賞

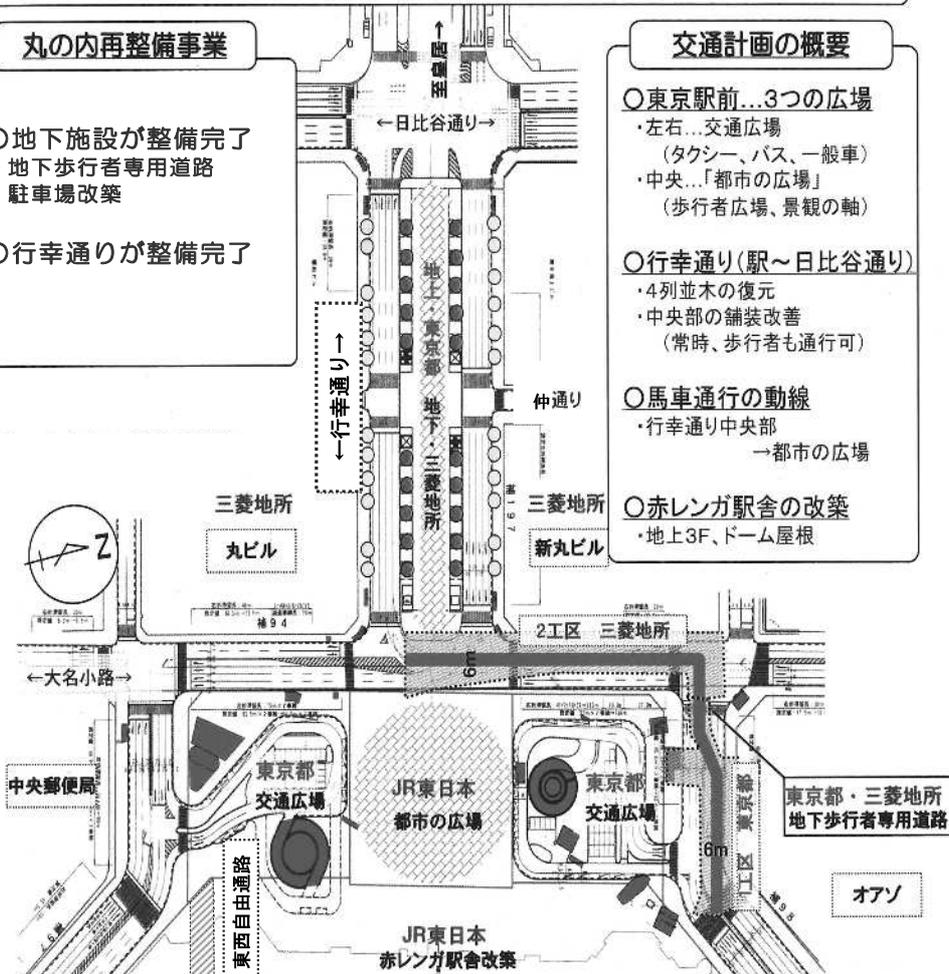
東京駅丸の内口再整備事業について

丸の内再整備事業

- 地下施設が整備完了
 - ・地下歩行者専用道路
 - ・駐車場改築
- 行幸通りが整備完了

交通計画の概要

- 東京駅前...3つの広場
 - ・左右...交通広場 (タクシー、バス、一般車)
 - ・中央...「都市の広場」 (歩行者広場、景観の軸)
- 行幸通り(駅～日比谷通り)
 - ・4列並木の復元
 - ・中央部の舗装改善 (常時、歩行者も通行可)
- 馬車通行の動線
 - ・行幸通り中央部
 - 都市の広場
- 赤レンガ駅舎の改築
 - ・地上3F、ドーム屋根



ク 高浜橋

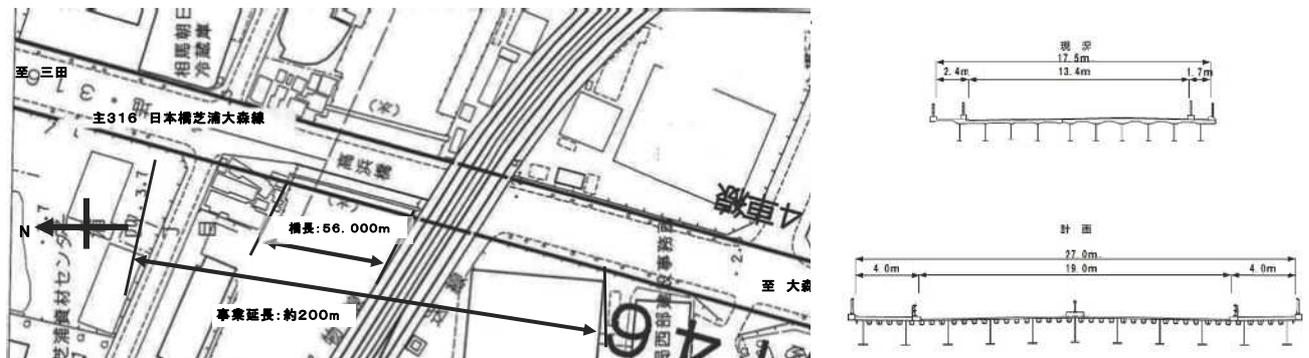
a 事業区間の概況

高浜橋は、港区芝浦四丁目と同区港南一丁目を繋ぐ旧海岸通りの橋梁であり、昭和31年に架設し、39年の拡幅を経て、現在の橋長56.0m、幅員17.5mになった。本橋前後の旧海岸通りは都市計画幅27mで整備済みである。東京都長期ビジョンに基づき、災害発生時における避難・輸送ルートของ安全性確保のため、架替えを進めていく。

b 事業の進捗状況

平成20年12月に芝浦側橋詰用地の処理方針を定め、平成23年2月より地元説明会、現況測量を実施し、平成27年度で立ち退きが全て完了した。

平成28年12月に仮設道路に切替えを行い平成30年4月に旧橋の撤去が完了した。平成30年3月に下部工事が、平成30年11月に鋼けた製作・架設工事がそれぞれ契約となり令和元年度末の四車線切り換えをを目指し工事を進めている。



(2) 道路・橋りょう修景事業

都民は生活のゆとりや豊かさを求めており、都民が実感できるような美しさ・ゆとり・潤い・安らぎのある街づくりが求められている。

当所においても、シンボルロード整備・行幸通り周辺の道路景観整備・著名橋の整備・道路緑化事業を実施し、美しく潤いのある都市景観の創出に努めている。

ア シンボルロード整備事業

この事業は、「東京都シンボルロード整備検討委員会報告」（平成2年3月）に基づき、東京を代表する道路を、その機能の質的な向上を図りながら、都市景観の向上や拠点整備の補完及び多芯型都市づくりに寄与し、地域のシンボルとなるように整備することを目的としている。

シンボルロード整備路線は、都道全体で20路線（総延長81.9km）が選定されており、そのうち当所管内は8路線（延長25.6km）が対象となっている。

当所では、平成元年度からシンボルロード整備事業のモデル路線として晴海通り（主要地方道第304号線）に着手し、その後、平成30年度末までに約11.4kmの整備を完了している。

令和元年度は、内堀通りの千鳥ヶ淵交差点から九段坂上交差点の内回りにおいて、照明設置工事を実施する。

シンボルロード整備事業対象路線

通称道路名	対 象 区 間	延長 (km)
内 堀 通 り	九段下～皇居外苑及び半蔵門～九段上	4.0
外 堀 通 り	昌平橋付近～土橋、土橋～紀之国坂付近	7.3
靖 国 通 り	市ヶ谷駅～浅草橋付近	4.5
晴 海 通 り	日比谷～晴海三丁目	3.0
八 重 洲 通 り	東京駅八重洲口～昭和通り	0.7
六 本 木 通 り	内堀通り～南青山六丁目	4.0
目 黒 通 り	桜田通り～上大崎交差点	1.3
中 央 通 り	秋葉原～外神田五丁目	0.8
計		25.6

シンボルロード整備事業施行実績（平成22年度以降）及び令和元年度予定

年度	通称名	箇所	内容
22	六本木通り	港区六本木七丁目～西麻布一丁目	歩道舗装 1,900 m ² 照明柱 15 基
	外堀通り	中央区八重洲一丁目～八重洲二丁目	歩道舗装 250 m ² 照明柱 23 基
23	六本木通り	港区六本木六丁目地内	歩道舗装 2,000 m ² 照明柱 16 基
	内堀通り	千代田区大手町一丁目～皇居外苑	歩道舗装 1,800 m ²
24	六本木通り	港区六本木三丁目～六本木四丁目	照明柱 12 基
	内堀通り	千代田区皇居外苑	歩道舗装 1,900 m ²
25	六本木通り	港区六本木三丁目～六本木四丁目	歩道舗装 1,300 m ²
	内堀通り	千代田区皇居外苑	歩道舗装 1,500 m ²
26	六本木通り	港区六本木四丁目	照明柱 8 基
27	晴海通り	千代田区有楽町一丁目～有楽町二丁目	照明柱 15 基
	内堀通り	千代田区皇居外苑	歩道舗装 770 m ²
28	晴海通り	千代田区有楽町一丁目～有楽町二丁目	歩道舗装 1,100 m ²
	六本木通り	千代田区霞が関二丁目	照明柱 13 基
29	晴海通り	千代田区有楽町一丁目～ 中央区銀座五丁目	歩道舗装 1,200 m ²
30	六本木通り	港区六本木二丁目～六本木三丁目	照明柱 30 基
令和元年	内堀通り	千代田区一番町～九段南二丁目	照明柱 17 基

イ 行幸通り周辺の道路景観整備事業

この事業は、皇居周辺の道路において、首都にふさわしい美しい都市景観を創出するため、「皇居周辺道路景観整備計画」等のデザイン指針を踏まえ、皇居周辺の歴史的景観及び自然景観に調和した、道路の景観整備を行うものである。

平成２９年度までに永代通りと行幸通り（内堀通り交差部から和田倉門交差点）が完成し、令和元年度は、残る皇居前鍛冶橋線の舗装工事を実施する。

ウ 道路緑化整備事業

この事業は、道路環境の整備と都市緑化の推進の一環として緑豊かな道路空間の創出を図るものである。

道路と地域の特性を生かしながら、歩道や中央分離帯、交通島等に多様な樹種を植え、道路緑地の整備を行っている。また、街路樹等の樹名板や緑化案内板を設置し、緑化、普及、啓発に努めている。その内容は、次のとおりである。

- 1 街路樹の育成状況を調査すると共に倒木などの事故防止を図るため、街路樹の健康診断となる「街路樹診断」を実施
- 2 道路空間の緑の増量と魅力ある歩行空間を創出する「路線ごとの植樹帯・緑地」の整備
- 3 道路の緑と沿道の公共施設（公園等）の緑を一体的に整備し、緑豊かな都市景観の向上を図る「緑化道路」の整備
- 4 東京2020大会に向け、①街路樹の樹冠を拡大し、夏の日差しを遮る緑陰の確保、②花壇を整備し、色とりどりの花による華やかさの演出、③植樹帯を再生し、美しい街路景観の演出などのオリンピック関連路線の整備

令和元年度の主な事業は次のとおり。

① 街路樹診断の実施

- ・永代通り（スズカケノキ）
- ・新大橋通り（スズカケノキ）
- ・白山、内堀、愛宕下通り（スズカケノキ、エンジュ等）
- ・環状三号、外苑東通り（スズカケノキ等）
- ・皇居前鍛冶橋線（イチヨウ）
- ・日比谷通り（スズカケノキ、エンジュ等）

② 路線ごとの整備

- ・内堀通り（花壇設置、植樹帯再生等）

エ 勝どき橋の資料館および橋のライトアップ

平成16年度に、東京の魅力を発掘する観光振興策として隅田川橋梁群のシンボリック的存在である勝鬨橋の変電所を改修し、昭和初期の最先端技術が注がれた勝鬨橋をわかりやすく紹介する「勝ちどき 橋の資料館」として開館した（平成17年4月29日開館）。

また、夜間の都市景観を演出する橋梁のライトアップを、隅田川に架かる勝鬨橋、中央大橋、永代橋、清洲橋、新大橋と神田川に架かる聖橋の計6橋で行っている。現在、勝鬨橋、永代橋、清洲橋については改修工事を行っており、佃大橋、築地大橋については新たなライトアップを整備している。

なお、勝鬨橋、永代橋、清洲橋は、平成19年6月18日に国の重要文化財に指定された。



〔勝鬨橋〕



〔永代橋〕



〔清洲橋〕

(3) 交通安全施設整備事業

この事業は、車両交通や歩行者の安全を確保し、交通事故を防止するため、中央分離帯の設置、交差点の改良等の事業を行うものである。

令和元年度の主な施行箇所は、次のとおりである。

- ・ 中央分離帯の設置（新大橋通り、愛宕下通り）
- ・ 交差点改良（麻布通り、日比谷通り、清澄通り、六本木通り）

(4) 電線類地中化事業

地上に架設されている電線類を道路の地下に収容することにより、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保とともに、災害時の電柱倒壊による交通遮断を防ぎ、電気や電話などの安定供給を確保することを目的とするものである。

事業は「東京都無電柱化推進計画（改定）（平成26年度～令和2年度）」に基づき進めており、都の直轄施行（一建施行）に加え、電線管理者へ工事委託を行うことにより、着実な事業の推進を図っている。令和元年度現在、延べ16路線で事業中である。

都直轄施行：3路線（工事課所管）

環状第1号線（千代田区九段南1～一ツ橋1）

補助第4号線（港区六本木7～赤坂8）

補助第11号線（港区白金1～白金2）

都直轄施行：10路線（補修課所管）

晴海通り（晴海2）、海岸通り（港区港南3～港南4）、品川埠頭線（港区港南3～港南4）、高輪麻布線（港区六本木1～六本木3）、外苑東通り（港区六本木3～5）、特例都道赤坂杉並線（港区南青山4）、特例都道霞ヶ関渋谷線（港区南青山6）、外苑西通り（港区西麻布2～南青山2）、旧海岸通り（港区港南1～港南2）、国道130号（港区芝浦1）

電線管理者への工事委託：3路線

海岸通り（港区海岸1、港区海岸3）

外苑東通り（港区六本木5）

白山通り（千代田区神田神保町2～三崎町1）

(5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて）

東京都が管理する橋梁の多くは、関東大震災の復興期と高度経済成長期に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎える。このことに対応するため、これまでの対処療法型管理から予防保全型管理に転換し、架替え時期の平準化と総事業費の縮減を図っていくこととし、平成21年度に「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定した。

この計画の中核をなすのが橋梁長寿命化事業である。将来に貴重な遺産として残さなければならない著名橋、架替え時に多額の費用と周辺への多大な影響が予想される長大橋、跨線・跨道橋、主要な道路にかかる橋梁などについて、最新の技術により、架替えを行うことなく対策後100年以上延命させる事業である。

当事務所管内では、清洲橋、永代橋、勝鬨橋などの著名橋をはじめ35橋を実施の対象橋梁としている。

令和元年度は、清洲橋、永代橋、新大橋、聖橋他2橋の工事を実施していく。

4 道路・橋りょう等の維持補修

道路・橋りょう等の維持補修は、既設の道路、橋りょう等を常に良好な状態で維持・補修・管理することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的としている。

当所が管理する道路は、都道延長 93,794m、総面積 316.1ha に及んでいる。管内の道路は一般交通の用に供されるばかりでなく、都市機能を支える高速道路・地下鉄・ライフライン等の生活関連施設も布設されるなど、高度に利用されている。

一方、近年の車両大型化による振動、騒音の問題のほか、道路損傷の増加、道路占用物件に起因する道路陥没も生じている。そこで、適切な道路、橋りょう等の維持補修により、道路機能を保全することが強く求められている。また、過密化した東京にゆとりとうるおいを与えるため、道路を貴重な生活空間として整備していくことも大きな課題である。

(1) 道路維持事業

この事業は、道路や道路施設、道路附属物についての維持修繕を行い、道路機能を良好な状態に保つことを目的としている。

特に、道路舗装の損傷は道路交通に危険なばかりではなく、騒音や振動など沿道の生活環境に重大な影響を与える可能性がある。また、道路管理者が行う交通安全事業のうち、道路照明・防護柵・道路標識・視線誘導標・道路反射鏡・区画線設置等の事業を行うことにより車両及び歩行者の安全の向上を図るとともに、防犯面からもこれらの施設を良好な状態に保つよう維持管理に努めている。

ア 道路巡回点検

道路巡回点検は、道路や道路附属物の破損、機能低下箇所の早期発見を目的に行っている。

道路巡回点検

工区	千代田工区	港工区
区域	千代田区・中央区	港区
方式	直轄	委託

平成30年度 道路巡回点検実績表

	稼 動 量 等
巡 回 日 数	延べ 485 日
巡 回 距 離	27,010 km
異常発見箇所	1,834 箇所

イ 請負方式

請負方式には、請負者と工事単価を契約する単価契約方式と一般の総価契約方式とがある。

単価契約方式は、道路巡回点検で発見した道路や道路施設の不良箇所及び住民等からの要望や通報箇所の修繕を対象とするほか、休日・夜間の道路陥没の応急措置、交通事故による道路附属物の復旧、降雨時の集水桝詰まりの解消等緊急を要するものも行っている。

単価契約実績

	指示件数
道路橋梁、街路灯等	903 件

総価契約実績

	件 数
道路維持工事その他	25 件

(2) 道路補修事業

道路補修事業は社会経済を支える都管理の道路を良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、舗装の打ち替えや切削・オーバーレイ等の工事を行い、道路機能を更新するものである。

本事業を進めるにあたっては、ひび割れやわだち掘れ等の既設舗装の状況や舗装の履歴、交通量などの情報を集約したデータベースを活用しながら補修範囲、補修工法、補修時期等の選定を適切に行い、事業の効率的かつ計画的な執行を図っている。

本事業においては、損傷した舗装を原形に復するだけでなく、環境に配慮した取り組みを併せて進めている。

路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装や保水性舗装の環境対策型舗装を管内全域において整備し、夏の暑さ対策に努めている。

また、交通事故の防止や歩行者等の安全確保のため、道路補修事業に併せて道路のバリアフリー化や自転車走行空間の整備等を行っている。

道路のバリアフリー化は、安全で快適な歩行空間を創出するため、歩道の段差の解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めている。

自転車走行空間の整備は、利用者が安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、交通管理者と連携して、車道を活用した自転車レーンの設置や自転車歩行者道の構造的分離など、東京の道路事情に応じた整備手法により整備を進めている。整備区間については、優先整備区間に加えて平成27年度より自転車推奨ルートについても整備を進めている。

令和元年度は、11路線、5,225mの道路補修を実施する。

主な工事予定箇所は、次のとおりである。

遮熱性舗装	外堀通り、晴海通り、白山祝田町線、昭和通り、錦町有楽町線
保水性舗装	中央官衙、江戸通り
歩道カラー舗装	外苑西通り、晴海通り

(3) 施設維持事業

管内の主要幹線道路には、円滑な交通機能を確保するため、地下自動車道、地下歩道、共同溝、排水場等の施設が設置されている。これらの施設には、その機能を維持するため、「排水設備」「換気設備」「照明設備」「非常通報及び警報設備」及び「受変電設備」等が備えられている。施設維持事業は、これらの設備を常時、良好な状態で運用するために維持管理を行うものである。

設備の多くは、地下（路面下）に設置されており、地下の湧水や雨水を排水するポンプ設備、地下道内を換気する換気設備などは自動運転している。

照明設備や非常通報及び警報設備、受配電制御設備等についても、設定条件下で良好に機能するよう管理している。

一方、これらの電気機械設備は、経年による劣化により、突然の機能停止や故障を引き起こす場合がある。道路機能に重大な支障を及ぼすこのような状況を回避するため、定期的な巡回点検や修理等を行うとともに、長期的な改修計画に基づき補修工事を実施し安定的な運転の確保に努めている。

また、「道路施設警報監視システム」を導入して日常的に監視を行い、異常の早期発見に努めている。この装置は、地下道並びに共同溝等の設備異常及び一酸化炭素や酸素濃度に異常が発生した場合に、N T T専用回線及び防災行政無線を利用して当所補修課と都道管理連絡室に異常警報を送信し、警報表示するとともに、監視履歴を残すものである。

現在、地下自動車道6箇所・トンネル3箇所・共同溝5箇所・地下歩道2箇所・地下横断歩道8箇所・排水場1箇所の計25箇所に設置し、24時間常時監視を行っている。

平成30年度 施設維持工事実施状況

工 事 種 別	件 数
設 備 保 守 委 託	11件
街 灯 等 保 守	2件
泥 土 し ゅ ん せ つ 等	1件
設 備 改 修 工 事 等	5件
計	19件

(4) 橋りょう維持補修事業

この事業は、歩行者の安全と車両の円滑な走行を図るため、一般橋りょう及び横断歩道橋の耐震性の確保、使用性の改善並びに日常の保守・修繕を実施するものである。

当所の管理橋は、一般橋りょう62橋（延長：6340.9m、面積：152,154.9 m²）、横断歩道橋37橋（延長：2,933.3m、面積：6,396.1 m²）である。

維持補修事業は、橋の安全性・耐久性を判断するため、5年に1回のサイクルで健全度調査を実施し、損傷、劣化の指標により効率的かつ効果的な補修計画に基づき維持補修を行っている。令和元年度は、東町小学校前歩道橋等で塗り替え塗装を実施する。

管内の橋りょうは、別表のとおりである。

一般橋りょう調書 (平成31年4月1日現在)

	橋 長 別	橋 数	橋 延 長 (m)
国道	30 m～100 m 未満	1	55.0
主要 地方 道	100 m 以上	8	1,622.2
	30 m～100 m 未満	17	1,004.9
	15 m～30 m 未満	6	143.4
	15 m 未満	1	13.4
	小 計	33	2,838.9
特 例 都 道	100 m 以上	12	2,711.4
	30 m～100 m 未満	14	725.4
	15 m～30 m 未満	3	65.2
	15 m 未満	—	—
	小 計	29	3,502.0
合 計		62	6,340.9

横断歩道橋調書 (平成31年4月1日現在)

	橋 数	橋 延 長 (m)
主要地方道	23	1,906.9
特例都道	14	1,026.4
合 計	37	2,933.3

(5) 街路樹維持事業

この事業は、道路をうるおいのある快適な空間とするため、豊かな緑や花を確保するものであり、街路樹の保護・育成、欠樹の補植、剪定、害虫の防除や除草、清掃を実施するものである。

街路樹等種別表 (平成31年4月1日現在)

樹種名	本数	樹種名	本数	樹種名	本数
スズカケノキ	2,489 (16)	アオギリ	396 (0)	サクラ	441 (150)
イチョウ	2,909 (128)	ヤマモモ	516 (69)	ケヤキ	221 (54)
エンジュ	545 (17)	トウカエデ	251 (20)	ハナミズキ	906 (72)
ヤナギ	116 (10)	フウ	214 (5)	その他	574 (429)
ユリノキ	627 (4)	クスノキ	300 (77)	計	10,505 (1,051)

() 緑地等外書

5 道路の管理

道路の管理の目的は、道路を常に良好な状態に維持することにより、安全、円滑で快適な交通を確保することのほか、地域の安全、災害の抑制、良好な環境の確保の役割も担っている。そして、管理の内容は、都道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他すべての道路法上の管理行為を含むものであり、個々の行為については、道路法の規定に基づき処理している。

これらの道路管理のうち、主な業務は、①道路区域の決定及び変更並びに供用の開始及び廃止に関する手続き ②道路台帳の整備・保管並びに道路統計 ③道路区域の標示・証明及び公共用地の境界確定 ④道路の占用許可・承認及び占用料の徴収 ⑤共同溝の入溝承認及び負担金の徴収 ⑥道路の監察 ⑦道路上工事の調整 ⑧事業用財産の管理 である。

なお、道路管理にあたっては、東京ふれあいロード・プログラム（本章 5-(8)参照）など地域住民・団体等と協力しあい、潤いと安らぎのある道路環境づくりを目指している。

また、当事務所管内においては、汐留区画整理地内・千代田歩行者専用道を始めとして、開発行為等に伴う維持管理協定に基づき、道路管理者以外の者と道路の維持管理を協力して行っている箇所が多い。

(1) 道路区域の決定・変更及び供用開始

道路管理者は、路線が認定されると遅滞なく「道路区域の決定」を行わなければならない。（道路法第18条第1項）

また、「道路区域の変更」とは、道路の拡幅を行ったり、旧道に替えて新道を別に築造した場合のように、新たに道路となった部分を道路区域に編入するもの、あるいは道路整備の結果や沿道の利用形態の変化等によって、在来の道路区域から除外するものがある。

道路区域に編入されると、道路の築造を困難にするような工作物の設置、土地の形態の変更等が制限され、これらの行為については、道路管理者の許可が必要になる。

なお、「供用の開始」は、土地に関する権原が取得され、工事によって道路の実態を備えたものについて道路管理者が公示して行う。

(2) 道路台帳

道路台帳は、道路に関する基礎的な事項を統括的に把握し、道路管理行政を円滑に行うために調製されている。また、都民の道路に関する調査等に供するため、台帳閲覧・複写対応を行っている。

都の道路台帳は、道路法の趣旨に基づき次の図書を基本として整備を行っている。

- ① 「道路台帳平面図」及び調書
- ② 「地下埋設物台帳平面図」及び調書
- ③ 「道路敷地構成図」及び調書

このうち、③「道路敷地構成図」は、道路を管理する上で最も重要な道路の区域線の位置や道路を構成する敷地を明確にするもので、昭和49年度から整備を推進しており、現在、管内都道の約98%について整備済みである。

平成30年度台帳閲覧等取扱実績

業務内容	件数	延長(m)
台帳閲覧	2,422	——
台帳複写	2,268	——
幅員証明	19	——
土地境界確定	70	973
土地境界閲覧	2,249	——
土地境界証明	253	——

また、道路台帳を基に道路幅員証明事務を行っている。さらに、道路台帳を有効な資料として活用し、土地境界確認、確定事務を行っている。

平成20年度から、それまで建設局総務部用度課で行っていた土地境界確認・確定事務を各建設事務所で行うことになった。土地境界確認・確定事務として、申請受付、資料の調査検討、境界線設定、現地調査、確認立会、合意図面の取交し等を実施している。第一建設事務所管内は、東京都心部ということで再開発事業やビルの新築案件が増加し、不動産売買等も堅調なことから、申請及び閲覧・証明対応も数多く行っている。

平成7年度から、東京都道公共基準点(3級)の管理保全を行っているが、年々使用申請も増加している。平成14年4月1日から測量法が改正になり、公共基準点は日本測地系から世界測地系に変更となったことで、平成16年4月1日に座標変換処理を行った。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による基準点の変動については、平成25年度に道路管理部所管の公共基準点及び事務所所管の公共基準点の一部について改算が行われ、平成26年度に事務所所管の公共基準点が概ね改算された。

(3) 道路占用

道路は、本来一般交通の用に供することを目的とするが、特定の場合には、道路内に物件を設置することを認めており、これを道路占用という。

主な占用物件には、水道、下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益事業のための施設として鉄道等があり、また、一般の営利事業のための袖看板等がある。

これらの占用物件を道路内に設置する場合には、道路法に基づき占用許可を得ることが必要であり、道路管理者は、道路本来の機能である一般の交通を阻害しない範囲でやむを得ない場合に限り、設置を認めている。これらの占用許可申請に対しては、そのほとんどを当所で審査、許可しており、地下鉄等の鉄道事業や幹線上下水道等一定規模以上の広域的な占用物件は、当所の副申に基づき本庁で審査、許可している。

なお、袖看板等の道路占用については、本庁において一括して専門業者に委託してその設置状況等についての実態調査を行い、その調査結果に基づき当所において未申請及び不適合物件の撤去等是正指導を行っている。

都心の道路の地下空間は、既に大型占用物件等で飽和状態にあり、都市機能の一層の高密度化・多様化により、ますます増大する占用需要にどう対処するかが大きな課題となっている。

また、一方では、道路占用の新たな形態として、道路空間を活用し、まちのにぎわいを創出することを目的に、道路占用許可の特例制度が創出され、当所管内ではこの特例制度を適用し「東京シャンゼリゼプロジェクト」の第一号となるオープンカフェが環状二号線（新橋・虎ノ門間）に設置された。

国家戦略特別区域の認定を受けた都道404号皇居前東京停車場線（行幸通り）及び千代田歩行者専用道5号線では、国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントにかかる道路法の特例）を活用したイベント施設の設置が可能となり、新たにこれらの占用許可が加わった。

当所では、道路占用事務のほかにも、道路構造保全の観点から沿道に駐車場を設置するために歩道の切下げを行うなど、道路管理者以外の者が自らの費用で道路に関する工事を行う「自費工事」の承認や、都道に隣接する土地を掘削する場合の「沿道掘削」協議等の事務を行っており、2020年のオリンピック・パラリンピックに向け大規模再開発等に伴い増加する工事の相談などに対応している。

平成30年度道路占用許可等事務処理件数

区 分	件 数		
	総件数	有料件数	無料件数
東京電力パワーグリッド株式会社	411	185	226
東京瓦斯株式会社	291	43	248
N T T グループ	238	31	207
東京都水道局	272	0	272
東京都下水道局	283	0	283
国・都等地方公共団体	361	0	361
第一種通信事業者 (N T Tを除く)	155	96	59
その他一般	3,502	1,870	1,632
小 計	5,513	2,225	3,288
自費工事	201	-	201
沿道掘削	88	-	88
合 計	5,802	2,225	3,577

平成30年度道路占用料実績

占用物件・占用企業		処理件数			占用料(千円)
		件数	占用数量		
一般	柱類	—	4	本	1
	変圧塔・キューピクル	—	74	個	458
	架空線その他	—	50,016	m	2,035
	地下電線等	—	18,707	m	315
	看板	—	918	個	271,735
	添架・巻付広告等	—	945	個	14,230
	日よけ等	—	175	個	2,046
	商品置場等	—	12	箇所	757
	縁日等一時的に設けるもの	—	6	箇所	20
	売店(地下鉄駅構内等)	—	5,701	m ²	226,343
	鉄道施設内広告	—	6,674	個	320,565
	標識	—	266	本	1,395
	工事用施設等	—	495	箇所	155,165
	その他	—	—		166,862
	小 計	1,870	—		1,161,927
公営企業	東京電力株式会社	185	—		707,835
	東京瓦斯株式会社	43	—		153,436
	NTTグループ	31	—		512,575
	第一種通信事業者(NTT除く)	96	—		45,156
	小 計	355	—		1,419,002
合 計	2,225	—		2,580,929	

平成30年度監督事務処理実績

占用工事施工者	件数	監督事務費(千円)
東京電力株式会社	24	14,129
NTTグループ	25	3,118
東京瓦斯株式会社	14	8,771
東京都水道局	25	28,484
東京都下水道局	16	7,314
東京地下鉄株式会社	1	92
東京都交通局	3	780
合 計	108	62,688

(4) 共同溝の管理

道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等の新增設や維持・修繕の工事の都度、道路が掘り返されることは、道路交通の支障になるばかりか安全性も阻害されることになる。そこで、これらの埋設物を機能的かつ効率的に整理集約し、収容する施設が共同溝である。共同溝に収容した管路の維持管理は、各々の施設管理者が行うが、共同溝本体の維持管理は道路管理者が行うこととし、その費用は、占用企業者と道路管理者とが一定の割合により負担している。

当所管内の共同溝、占用企業者等は下表のとおりである。

なお、平成17年4月から芝及び港の2か所の共同溝が当所の所管となった。

平成30年度共同溝の規模及び維持管理費用実績

共同溝名	規模延長(m)	占用者	維持管理費用(円)			入溝承認件数
			占用者	管理者	計	
日比谷共同溝	360	東日本電信電話(株) 東京電力(株) KDDI(株) 東京都水道局	722,433	347,302	1,069,735	3
靖国共同溝	1,750	同上	30,959,330	28,684,905	59,644,235	8
九段共同溝	991	同上	67,499,728	16,960,759	84,410,482	8
芝共同溝	3,143	東日本電信電話(株) 東京電力(株) KDDI(株) 東京ガス(株) 東京都下水道局	55,433,870	11,874,158	67,308,028	21
港共同溝	1,131	東日本電信電話(株) 東京電力(株) KDDI(株)	41,267,869	13,885,109	55,152,978	8
計	7,375		195,833,225	71,752,233	267,585,458	48

入溝に関しては、年間計画を提出させ承認している。

(5) 道路監察

道路は、道路管理者によって一般交通の用に供され、その結果として一般の自由な交通が認められている。これが道路の本来的機能である。道路の機能にはこの他に特別使用として道路占有がある。

この道路占有は、あくまでも道路の本来的機能を阻害しない範囲内でのみ認められるべきものである。したがって、道路占有によって一般の自由な交通が阻害されないよう巡回して、占有の状況、不法占有、禁止行為、道路上工事等を監察し、発見した場合には行為者に対し是正指導を行っている。こうした日常の監察を通しての路上障害物の発見、関係機関への連絡、当事者への指導が本来の任務であるが、最近では毎日のように苦情が寄せられる放置された自転車やバイク、置看板や捨看板、エアコン等の家電品や粗大ゴミの不法投棄について、委託業者により処理するだけでなく、苦情者から即時対応を求められることから直接処理する場合もある。

一方、根本的な解決策が見出せない路上生活者の問題については、最近特に苦情が多い高架下、橋梁上、植え込みに寝泊りしている路上生活者に対し、所轄警察署の協力を得ながら警告やごみ等の撤去を行っている。

この他、地元商店会や住民及び警察署との合同パトロール、道路使用の適正化キャンペーン等の徒歩による監察にも力を注いでいる。

平成30年度道路監察実施状況

道路パトロール		303	道路工事監察										
道路の不良箇所発見数		131	監察内容 占有者	監察 箇所 総数	指摘 箇所 数	指摘 件数	指摘内容					処理内容	
内容		掘削					路面 覆工	保安 施設	復旧	その他	行政 指導	行政 処分	
道路		66	NTT	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
付属物		65	東京電力	8	5	6	0	0	6	0	0	6	0
不法占有取締数		5,307	東京ガス	6	3	4	0	0	4	0	0	4	0
違反内容	不法占有行為	44	水道局	11	3	5	2	0	3	0	0	5	0
違反内容	禁止行為	5,263	下水道局	5	1	2	1	0	1	0	0	2	0
処理内容	行政指導	3,477	東京メトロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理内容	行政処分	0	その他	3	1	1	0	0	0	0	1	1	0
車限令違反発見数		4	合計	34	13	18	3	0	14	0	1	18	0
違反内容	車幅制限違反	0											
違反内容	その他違反	4											
処理内容	行政指導	4											
処理内容	行政処分	0											

平成30年度放置自転車等の処理委託実施状況

撤去回数	撤去台数	撤去人員	輸送車両台数
2回	116台	延 4人	延 2台

平成30年度路上生活者等対策実施状況

(道路上)

	警告件数	撤去件数
4月	41	15
5月	27	12
6月	25	18
7月	34	14
8月	37	15
9月	17	17
10月	23	12
11月	27	11
12月	28	16
1月	49	27
2月	48	13
3月	14	15
計	370	185

※警告件数は、口頭、文書、再警告の合計

(6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導

都民生活にとって必要不可欠な上下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益施設の多くは道路に設置されており、これらの新設、維持補修等の施工の際には道路の掘り返しを伴う。

これらの道路工事（道路工事及び占用工事）の計画を合理的に調整するため、道路管理者、警視庁、占用企業者等が出席する道路工事調整会議（道調会議）を開催し、道路の無秩序な掘り返しの防止と円滑な交通の確保並びに工事現場の離隔確保に努めている（年7回、およそ2箇月毎に開催）。

道調会議では、道路管理者をはじめとする工事施工者の提出した道路工事調整調書に基づき、工事の時期、期間、施工内容等の調整を行い、工事施工の可否を決定している。

工事調整に当たっては、工事の施工内容、掘削禁止の有無、他工事との時期調整などに留意して指導を行っている。

また、新築、改築後の道路を、新たに道路掘削工事を行うことを一定期間禁止している。道路舗装の種別に応じ、1～5年間の掘削禁止の措置を講じている。これにより、道路が何度も掘り返されることを防ぎ、道路を良好な状態に保つよう努めている。

道路工事調整件数(令和元年度年間調整分)

施行者別	件数・延長		主要路線		その他路線		合 計			
	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	割合	延長(m)	割合
第一建設事務所 工事課	21	10,299	9	2,755	30		2.7%	13,054	4.3%	
環二 同 工事課	8	1,344	13	8,190	21		1.9%	9,534	3.1%	
補 同 修 課	108	71,182	53	29,423	161		14.4%	100,605	33.2%	
東京都水道局	81	15,334	31	3,338	112		10.0%	18,672	5.3%	
東京都下水道局	112	30,520	70	18,216	182		16.3%	48,736	16.1%	
東日本電信電話(株)	49	11,798	18	1,284	67		6.0%	13,082	4.3%	
東京電力(株)	120	34,839	54	7,850	174		15.5%	42,689	14.1%	
東京ガス(株)	57	5,495	21	2,593	78		7.0%	8,088	2.7%	
東京地下鉄(株)	63	7,108	13	643	76		6.8%	7,751	2.6%	
首都高速道路(株)	56	24,093	24	5,670	80		7.1%	29,763	9.8%	
東日本旅客鉄道(株)	24	904	5	260	29		2.6%	1,164	0.4%	
そ の 他	73	6,503	36	3,395	109		9.7%	9,898	3.3%	
計	772	219,419	347	83,617	1,119		100%	303,036	99%	

平成30年度除外工事受付状況

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
調整件数 合 計	115	117	102	116	131	103	173	94	161	101	58	99	1,370
N T T	21	20	6	24	21	5	22	7	21	12	5	17	181
水 道	18	15	14	23	22	20	22	13	27	6	8	6	194
ガ ス	21	19	27	17	18	23	25	11	18	15	7	12	213
電 気	26	29	31	21	28	21	46	21	31	34	15	36	339
下 水	10	11	15	20	18	20	34	22	21	15	7	7	200
そ の 他	19	23	9	11	24	14	24	20	43	19	16	21	243

道路工事調整件数(平成30年度年間調整分)

施行者別	件数・延長		主要路線		その他路線		合 計			
	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	割合	延長 (m)	割合
第一建設事務所 工事課	22	7,872	13	4,040	35		2.6%	11,912	3.2%	
環二 工事課	8	1,314	12	5,735	20		1.5%	7,049	1.9%	
補修 課	137	81,680	60	34,946	197		14.4%	116,626	31.3%	
東京都水道局	87	22,416	44	5,670	131		9.6%	28,086	7.5%	
東京都下水道局	118	33,586	74	21,044	192		14.0%	54,630	14.6%	
東日本電信電話(株)	63	13,249	25	1,758	88		6.4%	15,007	4.0%	
東京電力(株)	146	43,313	82	12,335	228		16.6%	55,648	14.9%	
東京ガス(株)	86	7,881	33	3,129	119		8.7%	11,010	3.0%	
東京地下鉄(株)	72	7,713	13	833	85		6.2%	8,546	2.3%	
首都高速道路(株)	60	25,431	29	7,490	89		6.5%	32,921	8.8%	
東日本旅客鉄道(株)	22	820	11	2,310	33		2.4%	3,130	0.8%	
その他	95	12,596	59	15,770	154		11.2%	28,366	7.6%	
計	916	257,871	455	115,060	1,371		100%	372,931	100%	

(7) 事業用地の管理

事業用地取得後は、速やかに工事を施工して都民の利用に供すべきであるが、財政上の都合や地権者との合意形成に時間がかかり、直ちに工事に着手できないことがある。

また、将来の事業計画区域内の土地所有者から先行買収の要望がよせられることもある。

これらの事業予定地や先行取得用地は、子供の遊び場等として活用し、都民にサービスを提供している。

事業用地の活用状況

(平成30年4月1日現在)

路線名	所在地	面積 m ²	備考
放射第27号線	千代田区麴町 6-2-2 外	413.40	千代田区へ行政財産使用許可 (遊び場)
環状第3号線	港区海岸 1-14-41	81.85	東日本旅客鉄道(株)へ 行政財産使用許可 (敷地)
環状第4号線	港区高輪 3-2-498	483.81	港区へ行政財産使用許可 (遊び場・防災資材倉庫)
補助第153号線	中央区築地 3-1 外	3,629.64	都道新富晴海線道路区域内 中央区と管理協定(多目的広場等)
合計		4,608.70	

(8) 東京ふれあいロード・プログラム

みんなで育てる東京の道を目指して、地域住民などの団体と東京都が協力して、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を行っている。

(現在までの経過)

- 平成14年度(試行) 認定団体 森ビル株式会社 ヒルズガーデニングクラブ
- 平成15年3月 東京ふれあいロード・プログラム募集開始
- 平成15年度 東京ふれあいロード・プログラム制度開始
- 平成16年度～平成20年度 認定団体 20団体(累積)
- 平成21年度～平成25年度 認定団体 6団体(累積)
- 平成26年度 新規認定団体 6団体
- 平成27年度 新規認定団体 3団体
- 平成28年度 新規認定団体 3団体
- 平成29年度 新規認定団体 3団体
- 平成30年度 新規認定団体 2団体

平成31年3月31日現在認定団体 26団体

Ⅲ 河 川 事 業

1 河川の現況

(1) 管内河川の概況

当所の管内には、荒川水系の一級河川^(※1)である隅田川や神田川等の5河川、東京湾に直接注ぐ独立水系の二級河川^(※2)である古川等の3河川、合計8河川、管理延長約22kmが流下している。〔管内河川一覧表参照〕

また、管内には、江戸城の外濠であった弁慶濠・牛込濠等5箇所^(※3)の公有水面がある。

管 内 河 川 一 覧 表

水系・級	河川名	河川全体延長(km)	管内河川延長(km)	区 間	関係区
	荒川水系 一級河川	隅田川	23.50	5.69	河口～神田川合流点(本川4.8km, 派川0.89km)
神田川		25.48	4.10	隅田川～船河原橋	中央区 千代田区
日本橋川		4.84	4.84	隅田川～神田川分派点	中央区 千代田区
亀島川		1.06	1.06	隅田川～日本橋川分派点	中央区
月島川		0.53	0.53	朝汐運河～隅田川分派点	中央区
小計 5河川		55.41	16.22		
独立水系 二級河川	築地川	0.75	0.75	河口～中央区銀座八丁目地先	中央区
	汐留川	0.90	0.90	河口～築地川分派点	中央区 港区
	古川	4.35	4.35	河口～天現寺橋	港区
	小計 3河川	6.00	6.00		
8河川		61.41	22.22		

(※1)：河川法第4条（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの）

(※2)：河川法第5条（一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの）

(※3)：公有水面埋立法第1条（河川、水路、海、湖、沼、濠等公共の用に供する水流又は水面であつて国の所有に属するもの）

(2) 管内河川の整備状況

① 隅田川

高潮対策事業として、伊勢湾台風級の高潮に対応した防潮堤の整備が完了済みである。現在は、江東治水事務所が耐震性及び親水性の向上を目的としたスーパー堤防や緩傾斜型堤防、テラス護岸の整備を進めている。さらに、将来にわたって考えられる最大級の地震が発生した場合においても、防潮堤は浸水防止機能を保持し、水門は門扉の開閉機能を保持する津波等による浸水防止対策を進めている。（「東部低地帯の河川施設整備計画」）

② 神田川

中小河川整備事業区間は、平成23年度に小石川橋の架替えが完了し、概成している。また高潮対策事業区間の一部未整備区間では今後、江東治水事務所が防潮堤の整備を進めていく予定である。

③ 日本橋川

日本橋川は「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、津波等による浸水防止対策を進めている。また、高潮対策としての高さは確保されているが、橋梁箇所や外濠の石積みが防潮堤を兼ねている箇所など一部未整備箇所があるため、今後、江東治水事務所にて整備を進めていく予定である。なお平成28年度には、所有者不明の沈没船25隻等の撤去工事を実施した。

④ 亀島川

上流の日本橋水門及び下流の亀島川水門により、高潮対策としての安全は確保されている。また、平成元年度から当所において実施した護岸の耐震化と親水性に配慮したテラス式護岸の整備は概成している。なお、平成22年度より緑化整備を進めている。

河川利用の秩序維持、船舶係留の適正化を図るため、東京都船舶の係留保管適正化計画に基づき、係留保管施設の整備を平成25年度から開始し、平成26年度に完了した。平成27年度には、所有者不明の沈没船舶等7隻の撤去工事を実施した。

⑤ 月島川

上流端の月島川水門及び下流端の朝潮運河に朝潮水門（港湾局所管）が完成しており、高潮対策としての安全は確保されている。

⑥ 築地川・汐留川

河口部に築地川水門及び汐留川水門（共に港湾局所管）が整備されており、高潮対策としての安全は確保されている。

⑦ 古川

河口から赤羽橋までの高潮対策事業区間は、右岸側の J R 橋梁取付部及び左岸側の J R 橋梁から金杉橋に至る区間を除き概成している。赤羽橋から天現寺橋までの中小河川整備事業区間は、近年の都市化の進展と流域内での集中豪雨の頻発により度々水害が発生しており、加えて著しい護岸の老朽化のため、現在、当所において護岸整備を実施している。また、河道の流量負荷を軽減し水害を防止するため、護岸整備と併せて、平成 2 1 年度から地下調節池整備事業に着手し、平成 2 9 年度に完成した。

2 河川の整備

(1) 中小河川整備事業（古川護岸改修）

古川の護岸は、大正末期から昭和初期にわたる改修工事で、全川の整備が完了して以来、長期間を経て老朽化が著しく進行している。しかし、河川管理用通路もなく護岸に接するように家屋や商業ビルが建ち並び、また、上空を首都高速道路が占用するなど厳しい施工環境にあるため、抜本的な護岸の老朽化対策が遅れていた。このため、平成10年9月にとりまとめられた「渋谷川・古川河川再生計画書」に基づき、同年度から用地買収を伴わない河川沿いの公園等の整備と一体的に進める河川改修で、将来における環境整備の拠点造りを行うとともに、同時に老朽化対策を推進する「河川再生事業」による護岸整備を進めてきた。6地区（新広尾公園地区、新古川橋緑地地区、新古川橋下流地区、天現寺橋下流地区、白金公園地区、古川橋児童遊園地区）で計画した拠点整備は、平成19年度の新古川橋下流地区の整備をもって完了した。

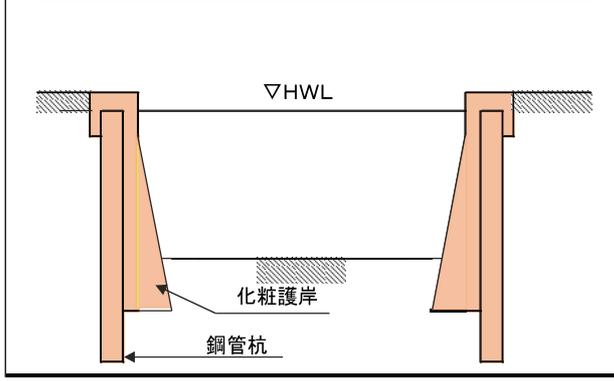
拠点整備の完了に合わせて、平成19年度より、護岸沿いに緑地帯のある箇所等の施工可能な区間の整備を進めるとともに、地下調節池取水部までの導水路となる、狸橋から五之橋間について優先して整備を進めている。

亀屋橋から狸橋の両岸約200mにおいて、平成20年度から平成23年度までに護岸整備を実施した。一之橋から小山橋の左岸の約130mにおいて、平成23年度から平成25年度に護岸整備を実施した。五之橋から亀屋橋の約280mにおいて平成22、23年度に護岸整備として、鋼管杭の施工を実施している。残るコンクリート護岸の立ち上げは、平成29年度に完了した。一之橋下流の左岸約50mの護岸整備を平成29年度から平成31年度に実施している。また、一之橋下流右岸約60mの護岸整備と古川橋上流右岸約120mの護岸整備を平成30年度から令和元年度まで、五之橋下流両岸約155mの護岸整備を令和元年度から令和3年度まで実施する予定である。

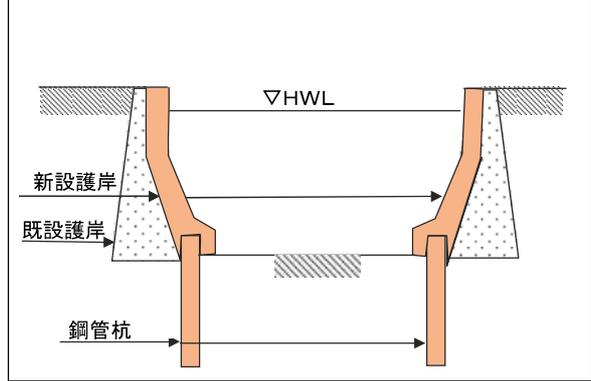
古川整備事業概要図



現位置施工箇所標準断面図



前出護岸施工標準断面図



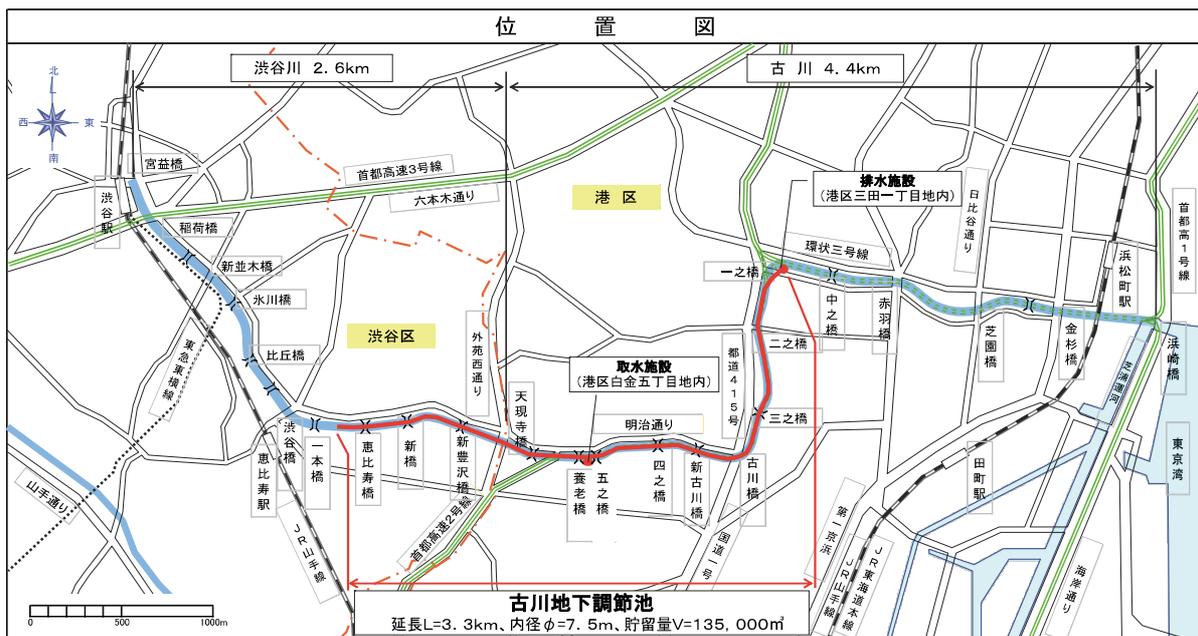
(2) 古川地下調節池

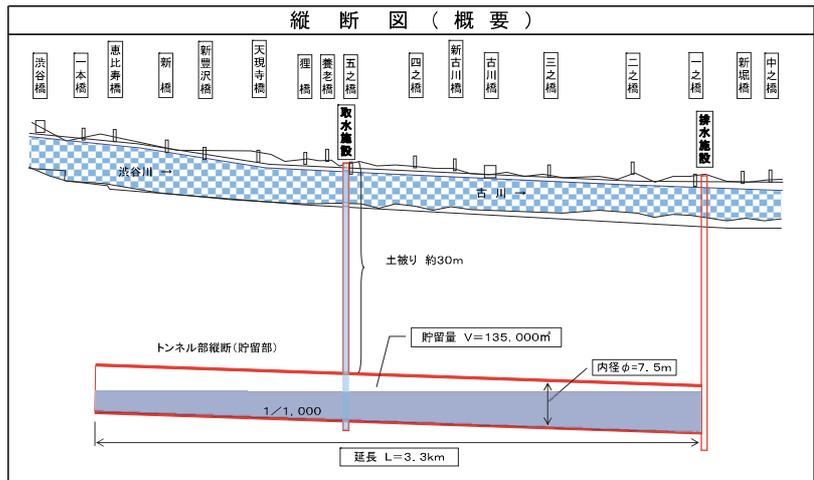
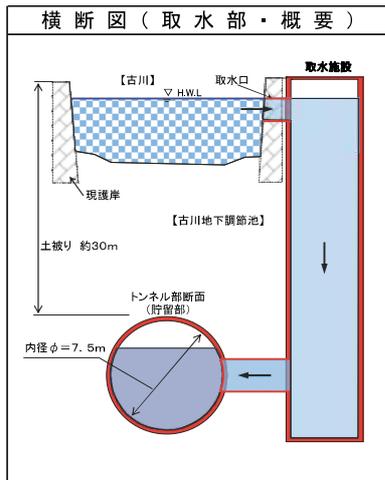
古川地下調節池は、水害の頻発する古川中流域の安全性を早期に向上させることを目的に、古川の河床下約30mの地中部に、内径7.5m、延長3.3km、貯留量13.5万m³のトンネル式の地下調節池を整備したものである。平成21年度から工事に着手し、平成27年度末から取水を開始、平成29年度に完成した。

古川の近年の主な水害

年 月 日	原 因	浸水面積 (ha)	被害棟数 (棟)	
			床 下	床 上
平成 11 年 8 月 29 日	集中豪雨	15.6	334	293
平成 12 年 7 月 3 日	集中豪雨	1.1	34	8
平成 12 年 7 月 4 日	集中豪雨	1.9	161	60
平成 16 年 10 月 9 日	台風 22 号	0.5	20	15
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	0.6	32	14
平成 17 年 5 月 23 日	集中豪雨	0.5	12	1
平成 17 年 9 月 4 日	集中豪雨	0.1	5	3
平成 17 年 9 月 11 日	集中豪雨	0.4	16	15

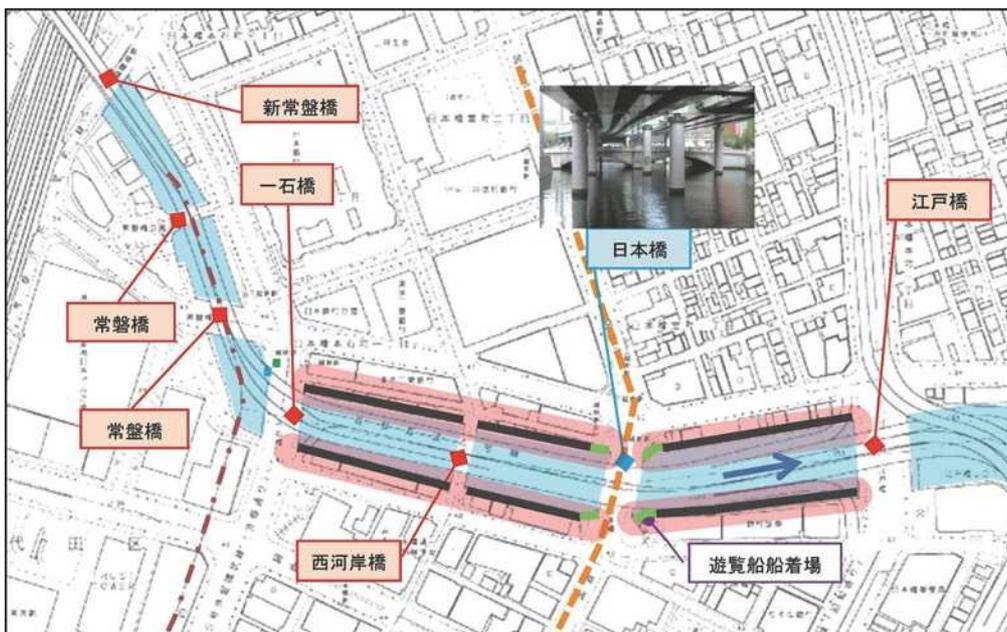
古川地下調節池の位置図、横断面図、縦断面図



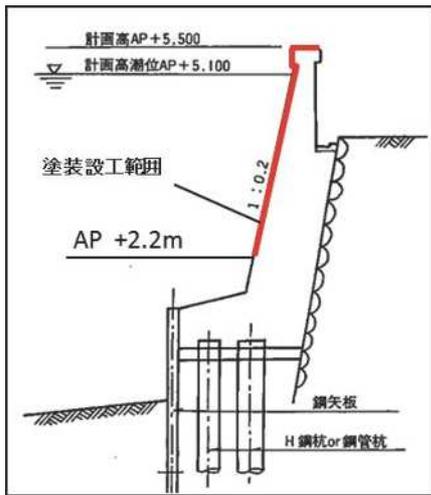


(3) 日本橋川・神田川景観形成事業

日本橋川・神田川は、現在、コンクリートの打放しによる護岸(防潮堤)が、無機質な景観を作り出している。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、東京にふさわしい都市景観を創出するため、護岸を修景することにより、良好な河川景観を形成していく。2020年大会までという時間的・予算的な制約を踏まえ、神田川は昌平橋から和泉橋までの約500m、日本橋川は江戸橋から一石橋までの約400mを対象区間として選定した。神田川については、現存する旧護岸が安山岩であることから、修景方法として安山岩の自然石パネルの設置を選定した。修景工事は平成29年度から平成30年度にかけて施工している。日本橋川においては、首都高地下化や周辺の都市開発により将来的に護岸の再整備が予想されることから、修景方法として自然石風塗装を選定した。修景工事は平成30年度から令和元年度までを予定している。



平面図



標準断面図



完成イメージ

3 河川の維持

(1) 維持事業

当所において直接維持事業を行っている河川は、隅田川の中央区の区間(河川しゅんせつ事業及び水面清掃事業を除く)であり、防潮堤、テラス、管理用通路等の河川管理施設の維持補修工事や清掃等を行っている。

また、その他の河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき特別区が維持管理を行っている。

(2) 河川しゅんせつ事業

都内の低地を流れる感潮河川等は、流速が緩慢であるため汚濁物質が長時間滞留し、沈殿堆積しているところが多い。また、底泥の堆積は、河道断面積を狭め、治水上はもとより舟航にも大きな影響を及ぼす場合がある。

当所では、水質汚濁、悪臭発生の原因ともなっている堆積した底泥を除去して、河川の浄化を図り生活環境を改善するとともに、舟航に必要な水深と河道断面積を確保するため、隅田川、新河岸川など区部(17区)の27河川、総延長約130kmを対象に、しゅんせつ事業を実施している。

この事業は「東京地域公害防止計画」(昭和47年度～)に基づくもので、現在は、第9次「東京地域公害防止計画」(平成23年度～32年度)に基づき施行している。また、防災船着場の機能を維持するためのしゅんせつも実施している。

平成30年度は、隅田川など3河川6箇所、延長1,880m、土量79,090立方メートルのしゅんせつ(外濠を除く)を実施した。

令和元年度は、隅田川、新河岸川など3河川等、6箇所、延長約1,600m、土量約106,500立方メートルのしゅんせつ(外濠を除く)を実施する予定である。

なお、しゅんせつ土砂の処分先は、港湾局東京港管理事務所制定の「しゅんせつ土砂処分要領」に基づき、新海面処分場Fブロック沖の汚濁防止枠付土砂送泥船「第二てんゆう」に直接投下している。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、海外からの来訪者へのおもてなしの一環として、東京の顔ともいえる外濠(牛込・新見附・市谷・弁慶)の水質改善のため、関係区と協議の結果、当所にてしゅんせつを実施することとなった。今年度は、令和元年度までの工事(債務負担行為)を2案件(牛込・新見附・市

谷で1案件、弁慶で1案件)実施中である。

(3) 河川水面清掃事業

この事業は、河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、河川水面に浮遊する草木、プラスチック容器・ペットボトル等の廃棄物、死魚、動物死骸等を収集、運搬、処分している。

作業は、清掃船が航行可能な隅田川や神田川等、23区内の5つの建設事務所、13の特別区が管理する30河川、延長約109kmを対象に行われている。

機械式清掃船(8隻)、手作業式清掃船(1隻)、小型手作業式清掃船(2隻)、運搬船(1隻)、台船(9隻)の計21隻の船舶により、原則、年末年始を除く月曜日から土曜日まで作業河川のローテーションを組んで毎日実施している。

なお、本事業は、一元的な執行体制で河川管理を行い、河川管理の効率化を図るため、平成17年4月1日に環境局から建設局に移管され、当所が実施している。

4 河川の管理

管内河川のうち、当所が直接管理する河川は隅田川のみである。右岸側は、①中央区築地五丁目(築地川合流点)から東日本橋二丁目(神田川合流点)までと、②中央区佃三丁目から佃二丁目(相生橋下流約240m)まで、また、左岸側は、中央区勝どき三丁目(浜前水門上流端)から佃二丁目までであり、その河心延長は約5.7kmとなっている。

その他の管内の河川及び公有水面は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区が管理を行っている。

河川管理の目的は、洪水・高潮等による災害の発生防止、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持等を総合的に管理することにある。このため、河川法に基づく河川区域内の占用・使用許可承認、河川監察等を業務としている。

平成5年頃からホームレスの起居テント等が目立つようになった隅田川のテラス空間において、地元区(福祉)や所轄警察署(防犯)と合同で行った「ホームレス対策特別清掃」の定期実施に合わせて、放置テント等を撤去してきた。

平成19年2月から同年7月の間には、東京都及び中央区の福祉連携施策(ホームレス支援対策)である「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施した結果、現在では、

起居状態が解消するなど著しく機能回復を図ることができた。

現在まで、職員の巡回監視業務やテラス巡回警備業務委託の活用により、ホームレスの起居再発防止や不適正利用に対する是正指導などを実施し、テラス利用者の安全と快適な河川環境の保全に努めている。

また、勝鬨橋から両国橋間においては、地域住民と協働して花壇づくりや草花の手入れ、清掃を行っており、潤いのある水辺環境を創出している。

現在までの経緯は、以下のとおりである。

- 平成 13 年 箱四町会（現・隅田川さくらの会）が隅田川大橋テラスで活動開始
- 平成 16 年 中央区立日本橋中学校と花壇管理の覚書締結
勝鬨橋テラスで住民による花壇作りの試行
- 平成 17 年 さつき会が勝鬨橋付近テラスで“花守”さん支援講座と花植開始
中洲あやめ会（現・中洲花守会）が清洲橋テラスで活動開始
- 平成 18 年 新川二丁目越一婦人会と“花守”の覚書締結
- 平成 20 年 中央区立福祉センターと“花守”の覚書締結
- 平成 21 年 明石小学校、明石町保育園と“花守”の覚書締結
- 平成 22 年 有馬幼稚園、明石幼稚園、株式会社グローバルキッズ水天宮前園、
浜松保育園、鉄砲洲ガーデンの会と“花守”の覚書締結
- 平成 23 年 隅田川・神田花の会と“花守”の覚書締結

このほか、隅田川テラスにおける河川の多様な利用の促進、人々の生き活きとした交流や賑わいの創出、魅力的な河川空間の創出のため、テレビドラマ等の撮影や地域住民によるイベントや祭りに対して「テラス護岸等一日利用制度」を活用し、利用の許可を行っている。

平成 21 年度においては浜町公園付近における隅田川テラスにて「隅田川テラスギャラリー」を設置した。これは、防潮堤を活用し、地域との連携によって、歴史的かつ芸術的な水辺空間を整備することを目的とし、以下の 3 点に重点を置き整備を行った。

- ① 日本橋地域の街並みなどの錦絵を展示し、現在との変遷を感じさせる内容とする。
- ② 近隣の小中学校の児童生徒の作品を展示することで、地域との繋がりを強固なものとする。
- ③ 壁面を伝統色で塗装することでテラスを明るくするとともに、ギャラリーに一体感を持たせ、対岸や水上バスなどからも楽しめる内容とする。

事業の効果として、本件地におけるテラスの賑わいの創出や、河川環境の向上が図られた。

なお、河川占用許可件数等は、次のとおりである。

平成 30 年度河川占用許可・承認処理件数

土地の占用を主とするもの(24 条)		工作物の設置を主とするもの(26 条)	
目的	件数	目的	件数
公園・緑地	14	住居・倉庫	2
運動場	0	坂路	0
採草地	0	堰	0
田畑	0	樋門・樋管・排水管	7
ゴルフ場	0	橋梁	14
自動車練習場	0	埋設物(ガス管、ケーブル管)	25
船舶係留施設	8	電柱・鉄塔	0
その他	122	工事用詰所・事務所	0
		その他(橋梁添架、架空線)	66
計	144	計	114

※その他の許可件数

水利使用(23 条)	1 件
自費工事(20 条)	3 件
河川保全区域内行為(55 条)	4 件

占用料調定額(千円)	148,304
------------	---------

平成 30 年度隅田川テラス特別清掃実施回数

区域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
両国橋～清洲橋	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

5 水防業務

洪水や高潮から都民の生命、財産を守るため、都及び水防管理団体が行う水防活動は、水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

東京都地域防災計画の一環として、毎年、水防法に基づく「東京都水防計画」が策定されており、これを受けて、当所においても所管区域の洪水、高潮又は津波による水害に対処するため、毎年、本計画の管内における実施要綱として「地域水防活動の手引き」を策定している。

特別区は、水防管理団体として、その区域内における水防を十分に果たす責任を有しており、都は、水防管理団体の行う水防が十分行われるよう情報連絡や技術支援等をする責任を有している。

このため、管内の水防活動が十分に行われるよう、「東京都水防計画」及び「地域水防活動の手引き」の関係機関等への周知徹底を図るとともに、水防管理団体である特別区その他、警察や消防等の関係機関と意見調整を行うことを目的として、毎年、水防月間である5月に管内の水防管理団体、関係機関等の出席のもと所の水防連絡会を開催している。

また、災害時等において、水防管理団体との通信及び連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、専用の通信施設や連絡施設を整備するとともに、排水ポンプ車の配備や水防倉庫に水防資器材を常時備蓄するなど水害の軽減に万全を期している。

平成30年度は、当所において1回の水防態勢をとり、のべ11人の職員を配置した。

6 減災協議会

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日施行され、水防法第15条10に基づき「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」が設置された。同協議会規約5条に基づき、東京都第一建設事務所管内の実情に応じた減災に向けた取組の検討及び情報共有を行うため、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会 東京都第一建設事務所幹事会」を設置し、第一回幹事会を平成30年5月に実施した。

幹事会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都第一建設事務所管内河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」として取りまとめを行った。

なお、取組方針については、30年6月に開催された減災協議会で承認されている。

付 表

1	各課別事業計画	
(1)	用地課	67 頁
(2)	工事課（道路）	67
(3)	環二工事課（道路）	67
(4)	工事課（河川）	68
(5)	補修課	69
2	各課別事業費の推移	
(1)	用地課	70
(2)	工事課（道路）	70
(3)	環二工事課	71
(4)	工事課（河川）	71
(5)	補修課	71
3	管内道路の区別・管理者別概要	72
4	管内都道一覧表	73
5	管理橋りょう一覧表	57
6	地下道路施設一覧表	78
7	道路附属設備管理現況	79
8	共同溝管理規模現況	79
9	道路附属物管理規模現況	79
10	都市計画事業の事業告示一覧表	80
11	しゅんせつ対象河川一覧表	81
12	河川水面清掃対象河川一覧表	82
13	船舶一覧表	83
14	事務所等所在地一覧表	84
15	所管施設一覧表	84

1 各課別事業計画

(1) 用地課

事業名	路線名	箇所	規模
街路	環状第1号線	千代田区九段南一丁目～一ツ橋一丁目	373.0㎡ 0棟
	環状第2号線	中央区勝どき六丁目～銀座八丁目	16,725.0㎡ 21棟
	環状第4号線(港南)	港区高輪三丁目～港南一丁目	10.0㎡ 1棟
	補助第4号線(乃木坂)	港区六本木七丁目～赤坂八丁目	266.0㎡ 3棟
	補助第11号線	港区白金一丁目～二丁目	198.0㎡ 3棟
	放射第21号線	港区虎ノ門一丁目～西新橋三丁目	400.0㎡ 2棟

(2) 工事課(道路)

事業名	路線名	工事箇所	工種	規模	備考
街路整備	環状第1号線	千代田区一ツ橋一	補償代行事・排水管	1箇所	雉子橋集積所
	補助第4号線	港区六本木七	街築、車道・歩道舗装	220m	
	補助第4号線	港区六本木七～赤坂八	排水管	340m	
安全施設	特409日比谷芝浦	港区芝公園四	中央分離帯補修	350m	
	特409日比谷芝浦	港区西新橋三	交差点改良	1箇所	
	特415高輪麻布	港区麻布十番一	交差点改良	1箇所	
橋梁整備	高浜橋	港区芝浦四～港南一	橋梁下部工事等	400m	

(3) 環二工事課(道路)

事業名	路線名	工事箇所	工種	規模	備考
街路整備	環状第2号線	中央区築地五～港区虎ノ門一	換気設備設置	一式	
		中央区築地五～港区東新橋一	地下トンネル築造	220m	首都高委託
		中央区築地五	換気所、地下トンネル等築造	462m	築地工区
		中央区勝どき五	昇降施設	一式	

(4) 工事課(河川)

事業名	河川名	工事箇所	工種	規模	備考
中小河川 整備事業	古川	港区東麻布三丁目地内～ 同区三田一丁目地内	護岸 橋台1基	約50m	その19-4
		港区白金一丁目地内	護岸	約120m	その18
		港区東麻布三丁目地内から同区 三田一丁目地内	護岸 橋台1基	約60m	その21
		港区南麻布三丁目地内から同区 白金五丁目地内	護岸	約155m	(その15) その2
		港区白金一丁目地内	護岸	約80m	その22
河川 しゅんせつ 事業	隅田川	足立区小台一丁目地内～ 荒川区東尾久八丁目地内	しゅんせつ	土量 約29,000m ³	31-1
		足立区小台一丁目地内～ 荒川区東尾久八丁目地内	〃	土量 約30,000m ³	31-2
		江東区新大橋一丁目地内～ 中央区中洲地内	〃	土量 約4,100m ³	31-3
	新河岸川	北区浮間五丁目地内～ 板橋区東坂下一丁目地内	〃	土量 約8,200m ³	
	日本橋川	中央区日本橋小舟町地内～ 同区日本橋兜町地内	〃	土量 約2,200m ³	
	葛西臨海公園 防災船着場	江戸川区臨海町六丁目地内	〃	土量 約6,000m ³	
	旧江戸川	江戸川区東篠崎一丁目地内～ 同区東篠崎二丁目地内	〃	土量 約4,000m ³	
	中川	江戸川区臨海町六丁目地内	〃	土量 約23,000m ³	
	外濠 (市谷濠、新見 附濠、牛込濠)	新宿区神楽坂一丁目地内～ 千代田区五番町地内	〃	土量 約20,000m ³	H29-R元 債務
	外濠 (弁慶濠)	千代田区紀尾井町地内～ 港区元赤坂二丁目地内	〃	土量 約9,200m ³	H30-R元 債務
耐震・耐水対 策事業	日本橋川	中央区新川一丁目地内	〃	約330m	その3
		中央区日本橋箱崎町地内	〃	約310m	その2-3
		中央区日本橋箱崎町地内～ 日本橋小網町	〃	約380m	その4
修景事業	神田川	千代田区神田佐久間町～ 神田須田町	修景工事	約1,000m	
	日本橋川	中央区日本橋室町一丁目～ 同区八重洲一丁目地内	修景工事	約800m	

(5) 補修課						
事業名	路線名	工事箇所	工種	規模	備考	
路面補修	主要都道301号 白山祝田田町線	千代田区日比谷公園 ～霞が関一丁目	車道切削カバー	延長 750m 幅員 20.0m	遮熱性舗装	
	特例都道402号 錦町有楽町線	千代田区丸の内一丁目	車道切削カバー	延長 160m 幅員 25.0m	遮熱性舗装	
	特例都道405号 (外堀通り)	中央区八重洲一丁目 ～二丁目	車道切削カバー	延長 740m 幅員 15.0m	遮熱性舗装	
	特例都道405号 (外堀通り)	港区赤坂一丁目 ～二丁目	車道切削カバー	延長 420m 幅員 27.0m	遮熱性舗装	
	特例都道407号 (江戸通り)	千代田区丸の内一丁目 ～二丁目	車道切削カバー	延長 400m 幅員 20.0m	保水性舗装	
橋梁整備	聖橋	千代田区神田駿河台四丁目 ～文京区湯島一丁目	補修	橋長 72.9m		
	清洲橋	中央区日本橋中洲～ 江東区清澄一丁目	塗装	面積 27,700㎡		
橋梁維持	東町小学校前 歩道橋	港区南麻布一丁目	塗装	面積 656㎡		
	魚籃中央歩道橋	港区白金一丁目～ 港区高輪一丁目	塗装	面積 634㎡		
施設維持	主要地方道316号 (昭和通り)	中央区銀座一丁目～ 銀座七丁目	照明設備改修	延長 702m	東銀座地下自 動車道	
	主要地方道302号 (靖国通り)	千代田区九段北一丁目～ 九段北四丁目	共同溝設備改修	延長 991m	九段共同溝	
電線類地中化	主要地方道316号 (海岸通り)	港区港南三丁目～ 港南四丁目	歩道舗装	面積 12,000㎡		
	主要地方道316号 (旧海岸通り)	港区港南一丁目～ 港南二丁目	歩道舗装	面積 7,200㎡		
	特例都道412号 (赤坂杉並線)	港区南青山六丁目	歩道舗装	面積 1,400㎡		
	特例都道415号 (高輪麻布線)	港区六本木三丁目～ 六本木一丁目	電線共同溝本体	延長 160m		
	特例都道418号 (外苑西通り)	港区西麻布二丁目～ 南青山二丁目	歩道舗装	面積 3,200㎡		
シンボルロード 整備	特例都道401号 (内堀通り)	千代田区一番町～ 九段南二丁目	照明柱設置	18基		
	特例都道412号 (六本木通り)	港区六本木二丁目～ 六本木三丁目	照明柱設置	30基		
街路樹	主要地方道10号 (永代通り)	中央区日本橋一丁目～ 同区新川一丁目	街路樹診断	92本		
	主要地方道50号 (新大橋通り)	中央区日本橋茅場町一丁目～ 同区日本橋浜町三丁目	街路樹診断	146本		
	主要地方道301号 (白山、内堀、愛宕下通り)	千代田区神田神保町一丁目～ 港区芝公園四丁目	街路樹診断	576本		
	主要地方道319号 (環状三号、外苑東通り)	港区東麻布一丁目～ 同区元赤坂二丁目	街路樹診断	566本		
	特例都道406号 (皇居前鍛冶橋線)	千代田区皇居外苑～ 同区丸の内三丁目	街路樹診断	80本		
	特例都道409号 (日比谷通り)	千代田区有楽町一丁目～ 港区芝浦二丁目	街路樹診断	329本		

2 各課別事業費の推移

(1) 用地課所管事業費の推移

(単位：千円)

年 度	用 地 費		補 償 費		金 額	備 考
	規 模	金 額	規 模	金 額		
平成25年度	450m ²	16,524,975	2棟	882,339	17,407,314	
平成26年度	653m ²	4,178,808	5棟	1,371,734	5,550,542	
平成27年度	938m ²	7,710,921	18棟	1,403,763	9,114,684	
平成28年度	669m ²	2,229,332	14棟	1,108,652	3,337,984	
平成29年度	1,356m ²	7,923,244	4棟	1,193,113	9,116,357	
平成30年度	183m ²	11,643,274	2棟	249,518	11,892,792	
令和元年度 (計画)	1,247m ²	6,643,000	9棟	693,000	7,336,000	執行目標額

(注) 実績は契約ベース

(2) 工事課（道路）所管事業費の推移

(単位：千円)

事業名 年 度	街路整備 事業費	橋梁整備 事業費	道路整備 事業費	交通安全 施設整備費	道路補修 事業費	計
平成25年度	243,550	12,529	0	5,071	0	261,150
平成26年度	366,058	43,854	0	94,853	0	504,765
平成27年度	1,185,847	1,339,684	0	260,500	59,488	2,845,519
平成28年度	608,858	599,873	0	42,110	0	1,250,841
平成29年度	1,977,883	732,917	0	20,069	430,453	3,161,322
平成30年度	423,115	860,693	0	584,763	419,602	2,288,173
令和元年度 (計画)	1,892,500	784,100	0	287,400	1,018,000	3,982,000

(3) 環二工事課所管事業費の推移

(単位：千円)

実施年度	街路整備 事業費	橋梁整備 事業費	道路整備 事業費	交通安全 施設費	道路補修 事業費	その他	計
平成26年度	4,355,928	0	0	0	0	0	4,355,928
平成27年度	7,146,874	0	0	0	0	0	7,146,874
平成28年度	8,680,004	0	0	0	0	0	8,680,004
平成29年度	4,506,932	0	0	0	0	0	4,506,932
平成30年度	4,685,996	0	0	0	0	0	4,685,996
令和元年度 (計画)	10,903,717	0	0	0	0	0	10,903,717

(4) 工事課（河川）所管事業費の推移

(単位：千円)

実施年度	河川維持費	河川防災費	河川環境 整備費	中小河川 整備費	高潮防禦 施設費	その他	計
平成26年度	438,147	36,893	339,754	1,583,902	60,484	0	2,459,180
平成27年度	488,935	122,338	439,627	1,975,187	5,721	0	3,031,808
平成28年度	601,580	38,740	605,000	2,772,000	385,000	0	4,402,320
平成29年度	490,551	266,700	1,005,681	789,911	554,616	0	4,139,040
平成30年度	510,955	205,153	1,252,963	547,108	588,344	0	3,104,523
令和元年度 (計画)	563,700	344,500	1,611,873	1,530,900	2,143,000	0	6,193,973

(5) 補修課所管事業費の推移

(単位：千円)

実施年度	道路維持費	橋梁維持費	道路補修費	交通安全 施設費	橋梁整備費	その他	計
平成26年度	1,973,353	344,092	2,558,280	2,289,000	3,180,681	0	10,345,406
平成27年度	2,052,336	342,492	2,493,870	2,554,700	3,993,655	0	11,437,053
平成28年度	2,389,448	380,451	2,485,200	2,299,930	4,551,800	0	12,106,829
平成29年度	1,906,854	82,735	1,660,849	2,429,994	3,701,080	0	9,781,512
平成30年度	2,109,218	232,851	3,141,225	3,006,881	3,910,000	0	12,400,175
令和元年度 (計画)	2,016,859	262,500	3,126,703	3,067,800	4,268,100	0	12,741,962

(道路維持費は、就業促進費、交通安全施設費は観光振興費を含む)

3 管内道路の区別・管理者別概要

(平成30年4月1日現在)

区 分	国 道 (指 定 区 間)	国 道 (指 定 区 間 外)	都 道	区 道	自 動 車 専 用 道	合 計	道 路 率 (%)
	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	
	面積(m ²)						
千 代 田 区	10,279	0	24,879	130,403	9,958	175,519	23.9
	399,747	0	834,498	1,316,523	234,063	2,784,831	
中 央 区	5,151	0	21,161	156,189	11,841	194,342	29.1
	161,891	0	794,634	1,693,674	325,838	2,976,037	
港 区	13,946	480	47,274	222,042	20,207	303,949	21.6
	516,830	14,309	1,517,990	1,858,278	485,787	4,393,194	
管 内 計	29,376	480	93,314	508,634	42,006	673,810	24.0
	1,078,468	14,309	3,147,122	4,868,475	1,045,688	10,154,062	
区 部 計	166,999	17,889	875,523	10,691,232	201,954	11,953,597	16.5
	5,528,344	452,363	21,064,905	70,426,545	5,502,930	102,975,087	

(注)自動車専用道路……首都高速道路(株)が管理する自動車専用道路

道路率……行政面積に占める道路面積の割合(道路面積÷行政面積)

4 管内都道一覧表

(平成30年4月1日現在)

道路種別	整理番号	路線名	管内				通称道路名	都市計画路線名
			起点	終点	延長 m	面積 ㎡		
国道	130	国道130号	東京港	港区芝一丁目	480	14,309		補196
主要地方道	8	千代田練馬田無	千代田区 九段北一丁目	千代田区 飯田橋三丁目	928	23,612	目白通り	放7
	10	東京浦安	中央区 日本橋一丁目	江東区 永代一丁目	1,513	54,154	永代通り	放16
	50	東京市川	中央区 銀座八丁目	江東区 新大橋一丁目	4,004	142,535	新大橋通り	放31
	301	白山祝田田町	文京区 本郷一丁目	港区 三田三丁目	5,953	193,967	内堀通り 白山通り	放9、放21、 環1
	302	新宿两国	新宿区 市谷田町一丁目	中央区日本橋 馬喰町一丁目	4,456	157,626	靖国通り	放6、放15、 環1
	304	日比谷豊洲埠頭東雲町	千代田区 有楽町一丁目	江東区 豊洲二丁目	3,997	155,317	晴海通り	放34
	305	芝新宿王子	港区白金二丁目	港区白金五丁目	1,072	12,074		補11
	312	白金台町等々力	港区白金台一丁目	港区 白金台五丁目	1,422	27,576	目黒通り	放3
	316	日本橋芝浦大森	中央区日本橋本町三丁目	品川区 東品川二丁目	11,142	451,287	昭和通り 海岸通り 旧海岸通り	放12、放18 放19、補146
	319	環状三号	港区芝公園四丁目	港区元赤坂二丁目	6,596	188,464	外苑東通り	環3、補4
		小計		10路線	41,083	1,406,612		
特例都道	401	麴町竹平	千代田区 麴町一丁目	千代田区 一ツ橋一丁目	2,049	60,928	内堀通り	環1
	402	錦町有楽町	千代田区 神田錦町三丁目	千代田区 有楽町二丁目	2,549	70,112		補94、補96
	403	大手町湯島	千代田区 大手町一丁目	文京区 湯島一丁目	1,822	61,135	日比谷通り 本郷通り 永代通り	放10
	404	皇居前東京停車場	千代田区 皇居外苑	千代田区 丸の内二丁目	364	26,514		補197
	405	外濠環状	港区 新橋一丁目	港区 新橋二丁目	7,336	243,908	外堀通り	環2、補96-1 補96、補94
	406	皇居前鍛冶橋	千代田区 皇居外苑	千代田区 丸の内三丁目	760	32,749		補101
	407	丸の内室町	千代田区 丸の内二丁目	中央区 日本橋室町三丁目	1,557	47,269	江戸通り	補97、補98、 補99
	408	八重洲宝町	中央区 八重洲一丁目	中央区 京橋一丁目	366	16,203		放33
	409	日比谷芝浦	千代田区 有楽町一丁目	港区 芝浦三丁目	3,668	123,405	日比谷通り	放19、放20、 補147

道路種別	整理番号	路線名	管内				通称道路名	都市計画路線名
			起点	終点	延長 m	面積 ㎡		
特 例 都 道	412	霞ヶ関渋谷	千代田区 霞が関二丁目	港区 南青山六丁目	4,095	182,213	六本木通り	放1、放22
	413	赤坂杉並	港区赤坂 二丁目	渋谷区 神宮前四丁目	3,262	61,168		補5、補194
	414	四谷角筈	新宿区 若葉一丁目	新宿区 霞ヶ丘町	2,163	50,347		補56
	415	高輪麻布	港区高輪 二丁目	港区 六本木一丁目	3,469	118,213		放1、補13
	416	古川橋二子 玉川	港区 南麻布二丁目	港区 南麻布四丁目	1,177	33,276	明治通り	補8
	418	北品川四谷	港区 白金台五丁目	渋谷区 神宮前三丁目	3,557	86,823	外苑西通り	環4
	437	秋葉原雑司 ヶ谷	千代田区 外神田一丁目	台東区 上野三丁目	815	30,780	中央通り	放28
	452	神田白山	千代田区 外神田二丁目	台東区 上野一丁目	589	13,371		補94
	463	上野月島	江東区 越中島一丁目	中央区 勝どき一丁目	2,394	77,399	清澄通り	補110、補305
	473	新富晴海	中央区 新富二丁目	中央区 晴海一丁目	2,065	84,775		補153
	474	浜町北砂町	中央区 日本橋浜町三丁目	江東区 清澄一丁目	567	14,896	清洲橋通り	補111
	475	永代葛西橋	江東区 佐賀一丁目	中央区 日本橋箱崎町	604	21,836		補112
	480	品川埠頭	港区 港南一丁目	港区 港南五丁目	1,608	67,033		補16
	481	新橋日の出 ふ頭	港区 新橋二丁目	港区 海岸二丁目	1,842	95,226		補313、 港区街1・2
	482	台場青海	港区 台場一丁目	品川区東八潮	1,247	51,925		補298
		中央官衙176号	千代田区 霞が関二丁目	千代田区 永田町一丁目	1,144	35,180		中官衙1
		中央官衙247号	千代田区 霞が関二丁目	千代田区 永田町一丁目	637	24,600		中官衙6
		中央官衙255号	千代田区 永田町二丁目	港区 赤坂二丁目	525	9,226		補21、補22
		中央官衙257号※	千代田区 永田町一丁目	港区 赤坂一丁目	—	—		放4
		小計		28路線	52,231	1,740,510		
都道計			38路線	93,314	3,147,122			
管理道路合計			39路線	93,794	3,161,431			

※中央官衙257号については一般国道246号と全線重用

5 管理橋りょう一覽表 一般橋梁

(平成31年4月1日)

橋名		路線名	路線番号	箇所	橋長 (m)	有効幅員			総幅員 (m)	橋面積 (m ²)	架設年度		備考
橋名	フリガナ					車道 (m)	歩道 (m)	計 (m)			元号	年月	
鎌倉橋		鎌倉有楽町線	特 402	千代田区内神田1～大手町1	30.18	16.60	2.70	22.00	22.98	693.4	昭和 4	3	著名橋
神田橋		大手町湯島線	特 403	千代田区大手町1～神田1	36.70	22.00	5.50	33.00	34.00	1,247.8	昭和 55	11	著名橋
昌平橋		外濠環状線	特 405	千代田区神田淡路町1～神田1	22.86	17.90	6.37	30.27	33.57	767.4	大正 12		著名橋
新常盤橋		都庁前至町線	特 407	千代田区大手町2～中央区日本橋本石町3	39.35	18.00	4.50	27.00	28.20	1,109.7	昭和 63	3	著名橋
水道橋		白山祝田田町線	主 301	千代田区三崎町1～文京区本郷1	24.90	33.50	8.60	47.70	51.00	1,269.9	昭和 63	3	著名橋
聖橋		大手町湯島線	特 403	千代田区神田駿河台4～文京区湯島1	72.91	15.60	3.70	22.00	23.17	1,689.1	昭和 2	7	著名橋
一ツ橋		白山祝田田町線	主 301	千代田区一ツ橋2～一ツ橋1	16.20	18.00	4.50	27.00	27.80	450.4	大正 14	11	著名橋
廻橋		新信岡国線	主 302	千代田区九段北1～神田神保町3	30.80	32.80	4.60	42.00	43.00	1,324.4	昭和 58	11	著名橋
大和橋		新信岡国線	主 302	千代田区岩本町3～東神田2	13.40	24.00	6.00	35.70	36.00	482.3	昭和 2	12	
一石橋(下り)		外濠環状線	特 405	中央区八重洲1～日本橋本石町1	60.80	10.00	4.00	14.00	14.90	905.9	昭和 48	3	著名橋
一石橋(上り)		外濠環状線	特 405	中央区八重洲1～日本橋本石町1	50.20	12.50	4.00	16.50	17.40	873.4	平成 13	7	
入船橋		東京市川線	主 50	中央区築地2～新富2	34.93	21.00	5.50	32.00	34.00	1,187.6	昭和 57	3	
永代橋		東京浦安線	主 10	中央区新川1～江東区永代1	184.71	16.61	4.19	24.99	25.60	4,729.3	大正 15	1	著名橋
江戸橋		日本橋芝浦大森線	主 316	中央区日本橋本町1～日本橋1	62.94	32.00	6.00	44.00	45.41	2,858.5	昭和 2	12	著名橋
勝鬨橋		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区築地6～勝鬨1	246.00	16.60	2.70	22.00	26.30	6,469.8	昭和 15	6	著名橋
茅場橋		東京市川線	主 50	中央区日本橋茅場町1	57.00	22.00	5.50	33.00	34.00	1,938.0	平成 6	9	著名橋
清洲橋		浜町北砂町線	特 474	中央区日本橋中洲～江東区清澄1	186.22	16.60	2.70	22.00	25.91	4,824.6	昭和 3	3	著名橋
新大橋		東京市川線	主 50	中央区日本橋浜町2～江東区新大橋1	170.00	14.00	5.00	24.00	30.50	5,185.0	昭和 51	11	著名橋
隅田川大橋(本橋)		永代葛西橋線	特 475	中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1	210.30	14.00	6.75	27.50	30.00	6,309.0	昭和 54	11	著名橋
隅田川大橋(取付)		永代葛西橋線	特 475	中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1	181.42	14.00	0.00	14.00	16.00	2,902.7	昭和 51	3	著名橋
千代田橋		東京浦安線	主 10	中央区日本橋2～日本橋兜町2	16.00	22.05	5.49	33.03	33.91	542.6	大正 14	12	著名橋
月島橋		上野月島線	特 463	中央区月島4～勝鬨1	43.65	28.50	3.75	36.00	36.80	1,606.3	昭和 46	12	
佃大橋(本橋)		新富晴海線	特 473	中央区湊3～月島1	220.00	18.80	3.20	25.20	26.00	5,720.0	昭和 39	8	著名橋
佃大橋(取付)		新富晴海線	特 473	中央区湊3～月島1	256.25	20.60	0.00	20.60	21.50	7,943.8	昭和 39	4	
香海橋(下り)		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区晴海1～豊洲2	172.80	6.75	3.00	9.75	10.75	1,857.6	昭和 48	3	
香海橋(下り高架)		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区晴海1～豊洲2	453.90	7.00	0.00	7.00	8.50	3,858.2	昭和 49	3	
香海橋(上り)		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区晴海1～豊洲2	172.80	13.75	3.00	16.75	17.65	3,049.9	昭和 60	3	
三原橋		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区銀座4～銀座5	29.57	20.50	6.09	32.68	36.18	1,069.7	昭和 4	11	
豊岸橋		東京浦安線	主 10	中央区日本橋茅場町1～新川1	53.00	20.00	5.50	31.00	33.80	1,791.4	昭和 60	3	
黎明橋		日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区勝鬨2～晴海1	88.20	27.50	3.75	35.00	36.80	3,245.8	昭和 54	3	
朝潮大橋		新富晴海線	特 473	中央区月島2～晴海1	240.00	23.00	3.50	30.00	35.30	8,472.0	平成 1	11	
新月陸橋		新富晴海線	特 473	中央区佃1～月島2	548.80	14.00	1.97	15.90	29.00	15,915.2	平成 2	3	
中央大橋		上野月島線	特 463	中央区新川2～佃2	210.70	11.00	6.50	24.00	25.00	5,267.5	平成 6	1	
相生橋		上野月島線	特 463	中央区佃2～江東区越中島2	149.10	23.00	4.00	31.00	36.80	5,486.9	平成 12	3	著名橋

橋名		路線名	路線番号	箇所	橋長 (m)	有効幅員			総幅員 (m)	橋面積 (㎡)	架設年度		備考
橋名	フリガナ					車道 (m)	歩道 (m)	計 (m)			元号	月	
万年橋	マンネハン	日比谷豊洲埠頭東雲線	主 304	中央区築地1～築地4	38.70	22.00	8.50	36.00	36.80	1,424.2	平成 10	12	
青山橋	アヤマハン	赤坂杉並線	特 413	港区南青山2～南青山4	131.15	9.00	2.85	14.70	15.60	2,045.9	昭和 39	3	
霞町陸橋	カスミヨウリキョウ	霞ヶ関渋谷線	特 412	港区西麻布1～西麻布2	159.00	13.00	0.00	13.00	14.40	2,289.6	昭和 44	3	
港南大橋	コナノオオハシ	品川埠頭線	特 480	港区港南3～港南5	218.50	19.50	2.25	24.00	24.70	5,397.0	昭和 52	3	
五色橋(下り)	ゴシキバン(ゲダリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸3～港南5	93.00	9.75	4.50	14.25	15.05	1,399.7	昭和 37	2	
五色橋(上り)	ゴシキバン(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸3～港南3	93.00	9.75	4.50	14.25	15.05	1,399.7	昭和 37	2	
潮路橋	シオンハン	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸3～海岸2	59.60	9.00	3.00	15.00	15.70	935.7	昭和 10	3	架替事業中
芝潟橋	シカガハシ	日本橋芝浦大森線	主 316	港区芝浦2～芝浦3	35.50	21.00	2.55	26.10	27.00	958.5	昭和 50	3	
芝園橋	シヤウハン	日比谷芝浦線	特 409	港区芝園4～芝3	24.70	17.00	5.00	27.00	27.80	686.7	昭和 60	3	
新港南橋	シヨウナンハン	品川埠頭線	特 480	港区港南1～港南4	72.00	20.50	3.50	27.50	30.00	2,160.0	昭和 54	3	
新浜崎橋(下り)	シバサキバン(ゲダリ)	新橋日の出埠頭	特 481	港区海岸1～海岸2	58.00	5.75	2.50	8.25	9.25	536.5	平成 7	10	
新浜崎橋(上り)	シバサキバン(ホリ)	新橋日の出埠頭	特 481	港区海岸1～海岸2	58.00	5.75	2.50	8.25	9.25	536.5	平成 7	10	
高浜橋	カハハン	日本橋芝浦大森線	主 316	港区芝浦4～港南1	56.00	13.40	2.00	16.70	17.50	980.0	昭和 39	3	架替事業中
天王州大橋(下り)	テンノウスオオハシ(ゲダリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区港南4～品川区東品川2	111.00	9.75	3.90	13.65	15.25	1,692.8	昭和 38	5	
天王州大橋(上り)	テンノウスオオハシ(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区港南4～品川区東品川2	111.00	9.75	3.90	13.65	15.25	1,692.8	昭和 38	5	
天王洲橋	テンノウスハン	日本橋芝浦大森線	主 316	港区港南2～品川区東品川1	78.80	18.50	3.00	24.50	25.80	2,033.0	昭和 54	3	
土橋	トハン	外環状線	特 405	港区新橋1～中央区銀座8	30.00	18.00	4.50	27.00	27.80	834.0	昭和 2	1	
乃木坂陸橋	ノキザカツキョウ	環状三号線	主 319	港区南青山1～赤坂9	29.80	19.50	2.75	25.00	26.00	774.8	昭和 49	3	
浜崎橋	ハマサキハン	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸1～海岸2	57.06	29.00	4.25	36.75	39.05	2,228.2	昭和 35	5	
日の出橋(下り)	ヒデハン(ゲダリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸2～海岸3	55.00	9.75	4.50	14.25	15.00	825.0	昭和 36	8	
日の出橋(上り)	ヒデハン(ホリ)	日本橋芝浦大森線	主 316	港区海岸2～海岸3	54.50	12.91	4.19	17.10	18.60	1,013.7	昭和 34	5	
札の辻橋	サツジハン	日比谷芝浦線	特 409	港区三田3～芝浦3	65.79	16.50	4.00	24.50	27.30	1,796.0	平成 18	3	
古川橋	フルカワハン	高輪麻布線	特 415	港区白金1～南麻布2	17.61	26.00	5.50	37.00	40.80	718.5	昭和 43	6	
南青山陸橋	ミナミアヤマリキョウ	赤坂杉並線	特 413	港区六本木7～南青山2	73.00	8.00	2.00	12.00	15.70	1,146.1	平成 8	3	
南浜橋	ミナミハマハン	国道130号(指定区間外)	国 130	港区海岸2～芝浦1	55.00	14.00	3.00	20.00	20.70	1,138.5	昭和 47	3	架替事業中
薬塩橋	ヤシヨハン	日比谷芝浦線	特 409	港区芝浦3	34.80	16.00	3.00	22.00	22.80	793.4	昭和 44	3	
八千代橋	ヤチヨハン	日本橋芝浦大森線	主 316	港区芝浦3～芝浦4	26.90	19.00	3.00	24.80	25.60	688.6	昭和 38	3	
六本木陸橋	ロウホンキ'リキョウ	環状三号線	主 319	港区六本木7	56.90	14.00	0.00	14.00	17.30	984.4	平成 5	3	
62橋					6340.90					152,154.9			

横断歩道橋

(平成31年4月1日)

歩道橋名		道路種別		所在地	橋下状況 通称道路名 鉄道名・河川名	橋長 (m) 計	橋面積 (㎡) 計	架設年次	
		路線名	路線 番号					元号	年
漢字	フリガナ								
青葉	アオハ	麴町竹平線	特 401	千代田区三番町6～九段南2	内堀通り	44.1	81.5	昭和	45
飯田橋第二	イダバンダイニ	千代田練馬田無線	主 8	千代田区飯田橋1～飯田橋2	目白通り	52.0	95.7	昭和	45
裁判所前	サイバンショマエ	白山祝田田町線	主 301	千代田区霞ヶ関1～日比谷公園	内堀通り	58.1	116.2	昭和	43
水道橋東口	スイドウバンシカシグチ	白山祝田田町線	主 301	千代田区三崎町2～三崎町1	白山通り	74.3	200.7	平成	1
須田町	スダチョウ	新宿両国線	主 302	千代田区神田須田町1	靖国通り	58.5	105.3	昭和	46
田安門前	タヤスマンマエ	新宿両国線	主 302	千代田区九段南2	靖国通り	68.4	181.0	昭和	44
一ツ橋高校前	ヒツバシヨウコウマエ	新宿両国線	主 302	千代田区東神田1～東神田2	靖国通り	50.1	93.0	昭和	42
江戸橋	エドバンシ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区日本橋2	昭和通り	100.1	263.6	昭和	39
江戸橋南詰	エドバンシナミツメ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区日本橋1	昭和通り	84.9	161.1	昭和	43
銀座東八丁目	ギンザヒガシハチチョウメ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区銀座8	昭和通り	172.4	321.5	昭和	42
銀座一	ギントウイチ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区銀座1	昭和通り	90.1	241.9	昭和	39
区立二中前	クワニチュウマエ	新富晴海線	特 473	中央区入船3～明石町1		53.5	96.1	昭和	46
昭和通り銀座	ショウワドオリギンザ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区銀座7～銀座8	昭和通り	178.6	611.3	平成	8
新川一丁目	シンカウイチチョウメ	東京浦安線	主 10	中央区新川1	永代通り	48.9	90.6	昭和	44
宝町	タカラチョウ	日本橋芝浦大森線	主 316	中央区京橋2	昭和通り	61.8	205.3	昭和	39
築地	ツキシ	東京市川線	主 50	中央区築地2～築地3	新大橋通り	70.6	129.8	昭和	42
晴海	ハルミ	日比谷豊洲埠頭東雲町線	主 304	中央区晴海1～晴海3	晴海通り	85.9	158.8	昭和	45
晴海一丁目	ハルミイチチョウメ	日比谷豊洲埠頭東雲町線	主 304	中央区晴海1～晴海2	晴海通り	107.6	207.6	昭和	44
青山一丁目	アヤマイチチョウメ	環状三号線	主 319	港区南青山1～青山2	外苑東通り	46.6	82.0	昭和	43
赤坂八・九丁目	アカサカハチ、キユウチョウメ	赤坂杉並線	特 413	港区赤坂9～赤坂8	—	39.4	96.2	昭和	43
麻布古川橋	アザブフルカワバンシ	高輪麻布線	特 415	港区南麻布2	—	55.7	105.0	昭和	43
御成門中学校前	オナリモンチュウガッコウマエ	白山祝田田町線	主 301	港区西新橋3～愛宕2	内堀通り	139.3	247.6	昭和	45
霞ヶ関	カスガセキ	外環環状線	特 405	千代田区霞ヶ関2～3	外堀通り	49.4	220.3	昭和	57
魚蓋中央	キョウランチュウオウ	高輪麻布線	特 415	港区白金1～高輪1	—	56.1	105.3	昭和	43
港南中学校前	コウナンチュウガッコウマエ	品川埠頭線	特 480	港区港南3～港南4	—	59.7	107.9	昭和	46
港南二丁目	コウナンニチョウメ	日本橋芝浦大森線	主 316	港区港南1～港南2	旧海岸通り	55.6	103.6	昭和	43
西桜	サイオウ	白山祝田田町線	主 301	港区西新橋2～虎ノ門1	内堀通り	40.7	75.1	昭和	42
三の橋	サンノハンシ	高輪麻布線	特 415	港区南麻布2	—	97.2	179.5	昭和	45
芝	シバ	日比谷芝浦線	特 409	港区芝3～芝2	日比谷通り	43.9	68.0	昭和	43
芝公園	シバコウエン	日比谷芝浦線	特 409	港区芝公園1～芝公園3	日比谷通り	96.4	172.4	昭和	43
芝公園山内	シバコウエンサンナイ	白山祝田田町線	主 301	港区芝公園3	内堀通り	116.2	210.1	昭和	46
西新橋一丁目	ニシンバシイチチョウメ	外環環状線	特 405	港区西新橋1	外堀通り	51.2	133.3	昭和	45
たんす	タンズ	霞ヶ関渋谷線	特 412	港区六本木1～六本木2	六本木通り	226.2	582.3	昭和	44
東町小学校前	ヒガシマチショウガッコウマエ	高輪麻布線	特 415	港区南麻布1	—	56.0	105.6	昭和	43
日吉坂上(架替事業中)	ヒヨシサカウエ	白金台町等々力線	主 312	港区白金台3～1	目黒通り	38.2	69.0	昭和	44
藻塩橋際	モシオハシキワ	日比谷芝浦線	特 409	港区芝浦3～芝浦4	日比谷通り	97.6	177.4	昭和	45
八千代橋	ヤチヨハンシ	日本橋芝浦大森線	主 316	港区芝浦3	旧海岸通り	108.0	194.5	昭和	44
37橋						2,933.3	6,396.1		

6 地下道路施設一覧表

(平成31年4月1日)

名 称	設置 年度	路線名番号	規 模 (m)			摘 要
			延 長	幅 員	高 さ	
日比谷地下自動車道	昭43	主 304号線	576.7	7.0	4.2	H7修景
新橋地下自動車道	昭40	主 316号線	490.4	7.0~10.0	4.8~5.3	
東銀座地下自動車道	昭40	主 316号線	702.2	13.0	4.7	
宝町地下自動車道	昭40	主 316号線	329.2	13.0	4.7	
八重洲地下自動車道	昭40	主 316号線	322.0	13.0	4.7	
江戸橋地下自動車道	昭40	主 316号線	323.9	13.0	4.7	
麻布トンネル	平5	主 319号線	203.2	7.2	4.6	
六本木トンネル	平5	主 319号線	100.0	8.1	4.6	
乃木坂トンネル	平9	主 413号線	367.0	10.5	4.5	
日比谷共同溝	昭44	主 304号線	360.0	6.3	4.4	※幅員・高さは標準を示す
靖国共同溝	昭56	主 302号線	1750.0	9.6	2.6~2.75	
九段共同溝	昭63	主 302号線	991.0	7.1	3.2	
芝共同溝	昭49	特 409号線	3143.0	12.8	6.4	
港共同溝	昭44	特 415号線	1131.0	6.2	4.0	
銀座地下歩道	昭39 平23	主 304号線	165.0	9.0	2.1~2.4	S62修景。H10一部修景。一部、特三越と管理協定(320㎡の内45㎡)
汐留地下歩行者道	平14 平15	主 313号線 区外 3号線	450.0 160.0	40.0 37.0	3.4 5.2	汐留シオイトクノマネジメントと管理協定
本町地下横断歩道	昭43	主 316号線	74.7	1.5~3.0	2.5	H2修景
江戸橋地下横断歩道A	昭43	主 316号線	33.0	2.5~3.1	2.4	閉鎖中
江戸橋地下横断歩道B	昭43	主 316号線	33.0	2.5~3.1	2.4	
あやめ橋地下横断歩道	昭46	特 474号線	43.2	3.1	2.5	H4修景
市ヶ谷地下横断歩道	昭50	主 302号線	138.4	4.0~6.0	2.6~4.6	H5修景
新橋地下歩道	昭42	特 405号線	47.7	3.2~11.7	3.2	
六本木地下横断歩道	昭44	特 412号線	77.9	1.43~2.9	2.5	港区と管理協定
麻布飯倉片町A地下横断歩道	昭44	特 415号線	71.3	1.43~2.9	2.4	
麻布飯倉片町B地下横断歩道	昭44	特 415号線	79.2	1.45~3.27	2.4	
高樹町地下横断歩道	昭44	特 412号線	79.1	1.39~2.84	2.3	
今井町地下横断歩道	昭44	特 412号線	81.4	1.36~2.79	2.6	
赤坂二丁目地下横断歩道	昭44	特 412号線	107.2	1.42~2.90	2.6	森ビルと管理協定
千代田歩行者専用道第5号線	平18 平23	特 402号線 特 407号線	150.0 83.7 132.0	13.8~31.8 10.0~18.5	2.5 2.5	丸の内パブリックスペースマネジメントと管理協定

7 道路附属設備管理状況

(平成31年4月1日)

種 別	箇所数	延長 (m)	排水設備		換気設備		高圧電 設備	非常 通報 設備	消火 設備	照 明 設備	ラジオ 再放送 設備	I T V カメラ	ガス 警報 設備	火災報知 設備(感 知器数)
			箇所	ポンプ	箇所	ファン								
地下自動車道	6	2,744.4	11	24	3	5	3	2	2	1,545	6	32	-	1 (6)
地下歩道	4	1,056.4	15	26	12	62	2	67	2	10,692	-	85	-	2 (538)
地下横断歩道	9	818.4	7	12	-	-	-	-	-	1,086	-	-	-	-
トンネル	3	670.2	1	1	3	12	2	25	-	1,351	2	-	-	-
排水場	1	-	1	2	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-
共同溝	5	7,374.0	45	88	34	42	-	-	-	5,866	-	-	43	2 (32)
勝鬨橋	1	246.0	2	2	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-
計	29	12,909.4	82	155	52	121	7	94	4	20,574	8	117	43	5 (576)

8 共同溝管理規模状況

(平成31年4月1日)

共同溝名	規模 (延長：m)	竣工年月	溝内占有者別総延長 (m)						摘 要
			東電	NTT	水道	下水道	ガス	共通溝	
日比谷共同溝	360	昭和44年3月	360	360	360	—	—	—	
靖国共同溝	1,750	昭和56年3月	2,045	2,615	1,750	—	—	—	
九段共同溝	991	昭和63年3月	991	991	970	—	—	—	
芝共同溝	3,143	昭和49年	5,187	3,143	—	2,579	2,498	—	
港共同溝	1,131	昭和44年	1,078	1,078	—	—	—	1,242	

9 道路附属物管理規模現状

(平成31年4月1日)

	千代田区	中央区	港区	計
街路灯、橋梁 共同溝、地下道等	5,499 灯	5,375 灯	16,759 灯	27,633 灯
防護柵	26,608 m	28,649 m	87,511 m	142,768 m
標 識	1,057 本	1,077 本	1,162 本	3,296 本
街路樹	3,202 本	2,054 本	5,249 本	10,505 本
緑 地	47,297 m ²	32,293 m ²	59,740 m ²	139,330 m ²

10 都市計画事業の事業告示一覧表

(1) 都市計画道路事業

路線名	都市計画決定 年月日 告示番号	事業告示						備考
		事業認可 年月日 告示番号	幅員 (m)	延長 (m)	事業地	施行 年度	事業認可 変更年月日 告示番号	
放射 第21号線	昭21. 3.26 戦復3	平成31. 3.20 関整50	30	985	港区虎ノ門一丁目、 西新橋三丁目地内	30～8		
環状 第1号線	昭21. 3.26 戦復3	平成24. 12.7 関整413	30	580	千代田区九段南一丁 目、一ツ橋一丁目	24～30		
環状 第2号線	昭21. 3.26 戦復3	平成15.10.24 関整298	11.7～43	1,250	港区東新橋一、二、新橋 四、西新橋二、虎ノ門一 丁目	15～32	平27.7.14 関整293	
環状 第2号線	昭21. 3.26 戦復3	平成19.12.20 関整382	20～48	1,810	中央区晴海三、五、勝ど き五、六、築地五丁目、 銀座八丁目、浜離宮庭 園、港区東新橋一丁目	19～32	平27.7.14 関整294	臨海延伸部 (平5. 7都計変)
環状 第4号線	昭21. 3.26 戦復3	令和元.7.29 関整26	25.6 ～33.5	1,270	港区港南一、二丁目 高輪三丁目	元～14		都計変平30.12.21 都告示1724号
補助 第4号線	昭21. 4.25 戦復15	平成24.2.20 関整 42	25	1,080	港区六本木四、七丁目、 赤坂八、九丁目、南青山 一丁目	23～35	平30.3.29 関整117	
補助 第11号線	昭21. 4.25 戦復15	平成25. 2.15 関整56	20	120	港区白金一、二丁目	24～30		

11 しゅんせつ対象河川一覧表

水系	河川名	対象区間	延長 (km)	水系	河川名	対象区間	延長 (km)
荒 川 水 系	旧中川	全 区 間	5.26	利 根 川 水 系	旧江戸川	河口～江戸川水門 下流800m	8.30
	隅田川	永代橋～岩淵水門	21.00		中川	河口～高砂橋	13.83
	大横川	隅田川～豎川	4.65		綾瀬川	中川～内匠橋	8.55
	北十間川	隅田川～旧中川	3.25		新中川	河口～中川	8.09
	横十間川	小名木川～北十間川	2.55		大場川	中川～葛三橋	1.70
	仙台堀川	隅田川～大横川	1.88		伝右川	綾瀬川～都県境	0.56
	平久川	平久水門～仙台堀川	1.22		毛長川	綾瀬川～都県境	7.34
	小名木川	隅田川～旧中川	4.78	小計	7河川	48.37	
	豎川	隅田川～大横川	1.73	独 立 水 系	目黒川	河口～区境上流 200m	4.05
	神田川	隅田川～江戸川橋	5.82		呑川	河口～夫婦橋	2.60
	日本橋川	隅田川～神田川	4.85		古川	河口～一之橋	2.20
	亀島川	隅田川～日本橋川	1.09		内川	河口～JR線	1.89
	石神井川	隅田川～減勢池	1.18		立会川	河口～月見橋	0.73
	新河岸川	隅田川～都県境	9.40		小計	5河川	11.47
	旧綾瀬川	隅田川～隅田水門	0.44				
小計	15河川	69.10	合計		27河川	128.94	

1 2 河川水面清掃対象河川一覧表

水系	河川名	対 象 区 間	延 長 (km)	水系	河川名	対 象 区 間	延 長 (km)	
荒 川 水 系	石神井川	隅田川合流点～鎗溝橋	1.20	利 根 川 水 系	旧江戸川	江戸川水門～ 旧江戸川河口	9.10	
	新河岸川	隅田川合流点～徳丸橋	7.10		中 川	中川河口～ 新中川合流点(高砂橋)	12.50	
	旧綾瀬川	隅田川合流点～ 荒川合流点	0.43		綾瀬川	中川合流点～堀切菖蒲水門 綾瀬川排水機場～水戸橋	3.00	
	旧 中 川	木下川排水機場～ 荒川ロックゲート	6.68		新 中 川	旧江戸川合流点～高砂橋	7.84	
	大 横 川	首都高速7号下～茂森橋、 沢海橋～隅田川合流点	3.80		新 川	旧江戸川合流点～ 新川東樋門	0.06	
	北十間川	源森川水門～ 旧中川合流点	2.85		小 計	5河川	32.50	
	横十間川	北十間川合流点～ 小名木川合流点	2.50	独 立 水 系	目黒川	天王洲運河～谷山橋	3.20	
	仙台堀川	大横川合流点～清川橋	1.65		呑 川	呑川河口～天神橋	2.20	
	平久川	仙台堀川合流点～ 平久水門	1.13		古 川	浜崎橋～赤羽橋	1.30	
	小名木川	隅田川合流点～ 旧中川合流点	4.64		越中島川	汐浜運河合流点～調練橋	0.50	
	豎 川	隅田川合流点 ～大横川合流点	1.70		汐留川	隅田川合流点～ 首都高速1号下	0.60	
	隅田川	永代橋～岩淵水門	20.70		築地川	隅田川合流点～南門橋	0.60	
	神田川	隅田川合流点～石切橋	5.25	小 計	6河川	8.40		
	日本橋川	隅田川合流点～ 神田川合流点	4.84	多 摩 川 水 系	海老取川	流通センター脇～弁天橋	0.90	
	亀島川	隅田川合流点～ 日本橋川合流点	1.06		小 計	1河川	0.90	
	大西支川	仙台堀川合流点～ 大横川合流点	0.82					
	大南支川	汐浜運河合流点～ 大横川合流点	0.42					
	月島川	月島川水門～ 朝潮運河合流点	0.53					
小 計	18河川	67.30	合 計	30河川	109.10			

13 船舶一覧表

所有する水面清掃関係船舶一覧表

(令和元年5月現在)

No.	船名	形状寸法(m)			総トン数	備考
		全長	幅	深さ		
1	第一みどり丸	11.95	4.00	1.40	15.38	機械式清掃船
2	第二みどり丸	10.02	3.40	1.25	6.10	〃
3	建河清第1号	13.00	3.50	1.30	6.60	〃
4	建河清第2号	14.80	4.00	1.30	11.00	〃
5	河清機第26号	11.95	3.22	1.19	5.90	手作業船
6	ちどり3号	5.23	1.69	0.56	0.60	小型手作業船
7	ちどり4号	5.78	1.57	0.41	0.67	〃
8	すみだ1号	12.3	4.40	1.70	14.00	ごみ運搬船(汽船)
	すみだ2号	17.5	6.00	1.60	—	〃(積載バージ)
9	うまや1号	18.00	3.80	1.20	12.70	台船
10	うまや2号	18.00	3.80	1.20	12.70	〃
11	うまや3号	18.00	3.80	1.20	12.70	〃
12	うまや5号	25.00	4.50	1.45	41.71	〃
13	うまや7号	25.00	4.50	1.45	41.71	〃
14	うまや8号	15.50	5.00	1.20	14.39	〃
15	うまや6号	10.10	5.60	1.10	12.00	〃
16	うまや4号	18.20	5.00	1.25	16.00	〃
17	しおみ3号	18.20	5.00	1.25	16.00	〃

リースしている水面清掃関係船舶一覧表

(令和元年5月現在)

No.	船名	形状寸法(m)			総トン数	備考
		全長	幅	深さ		
1	建河清第3号	15.70	4.52	1.42	14.00	機械式清掃船
2	建河清第5号	10.80	3.50	1.20	6.60	〃
3	建河清第6号	12.80	4.00	1.20	10.00	〃
4	建河清第7号	10.80	3.50	1.20	6.60	〃

所有する指揮艇一覧表

(令和元年5月現在)

No.	船名	形状寸法(m)			総トン数	備考
		全長	幅	深さ		
1	つきじ	11.98	3.46	1.91	11.00	
2	かわせみ	7.85	2.78	1.30	3.30	

1.4 事務所等所在地一覧表

施設名	電話 (Fax.)	所在地	交通機関
第一建設事務所	03 (3542) 0682 Fax (3542) 7129	中央区明石町 2 番 4 号	地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車 8 分
千代田工区	03 (5295) 0225 Fax (5295) 0227	千代田区神田松永町 119 番地	JR 線秋葉原駅、地下鉄日比谷線秋葉原駅、銀座線末広町駅 下車 5 分
中央工区	03 (3544) 8831 Fax (3544) 8826	中央区明石町 5 番 21 号	地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車 8 分
港工区	03 (3452) 1464 Fax (3452) 2414	港区三田一丁目 2 番 13 号	都営地下鉄大江戸線・赤羽橋駅 下車 5 分
環二工事事務所	03 (3534) 1456 Fax (3534) 1458	中央区勝どき一丁目 7 番 3 号 勝どきサンスクエア 504 号室	都営地下鉄大江戸線・勝どき駅 下車 1 分

1.5 所管施設一覧表

施設の名称		土地(実測面積)	建物	備考
1	東京都第一建設事務所 (中央区明石町 2-4)	所有地 1,920.13 m ²	鉄骨鉄筋 3 階建地下1 2,961.64 m ²	都営明石町アパートと合築
2	第一建設事務所駐車場庁舎 (中央区明石町 3-1)	所有地 277.49 m ²	鉄骨 2 階建 225.21 m ²	
3	千代田工区 (千代田区神田松永町 119)	所有地 166.45 m ²	鉄骨 4 階建 436.12 m ²	
4	中央工区 (中央区明石町 5-21)	所有地 360.44 m ²	軽量鉄骨 2 階建 407.62 m ²	築地水防倉庫含む
5	港工区 (港区三田 1-2-13)	所有地 605.25 m ²	鉄骨鉄筋 3 階建 615.08 m ²	東京消防庁待機寮と合築
6	環二工事事務所 (中央区勝どき 1-7-3)	賃貸借面積 69.74 m ²	鉄筋 11 階建地下 2 2,662.80 m ²	賃貸借物件 5 階
7	厩橋分室 (台東区蔵前 2-15-2)	所有地 200.25 m ²	鉄骨コンクリート造 3 階建 378.00 m ²	(工事課)
8	潮見分室 (江東区潮見 1-29-8)	<環境局管理用地>	鉄骨造 1 階建 194.40 m ²	冷蔵倉庫 (工事課水面清掃担当係)
9	隅田川係留所 (中央区新川 2-28-1)	所有地 114.44 m ²	鉄骨鉄筋 5 階建地下1 469.59 m ²	河川管理施設
10	亀島川係留所 (中央区新川 2 丁目地先)	<公有水面:亀島川>	亀島川浮き桟橋 (工作物)	占用申請物件
11	明石町文書倉庫 (中央区明石町 13-15)	所有地 732.58 m ²	鉄骨鉄筋(1 階) 151.02 m ²	都営明石町第二アパートと合築
12	塩浜倉庫<資材置場> (江東区塩浜 2-6)	所有地 2,718.83 m ²	なし	

第一建設事務所案内図



最寄の交通機関
 東京メトロ有楽町線「新富町」駅 徒歩5分
 東京メトロ日比谷線「築地」駅 徒歩7分

(連絡先)
 東京都第一建設事務所 庶務課 庶務担当
 電話 : 03-3542-0682

東京都第一建設事務所千代田工区 案内図

< 所在 > 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町1-1-9番地

< 交通 > JR線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線末広駅より徒歩5分

< 電話番号 > 03-5295-0225

< FAX番号 > 03-5295-0227



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 29 情使、第 1515 号)

東京都第一建設事務所中央工区 案内図

< 所在 > 〒104-0044 東京都中央区明石町5-21

< 交通 > 東京メトロ日比谷線築地駅より徒歩6分
東京メトロ有楽町線新富町駅より徒歩8分

< 電話番号 > 03-3544-8831

< FAX番号 > 03-3544-8826



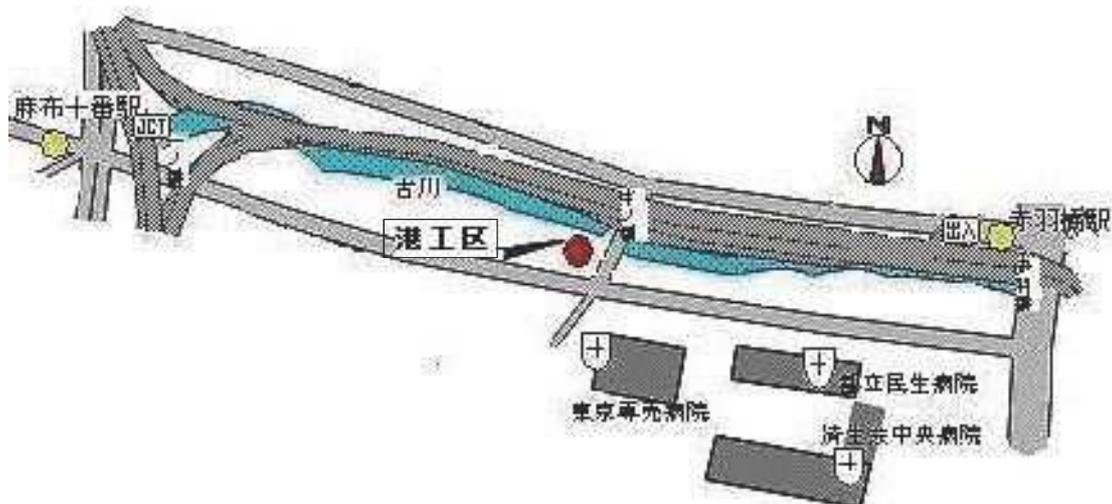
東京都第一建設事務所港工区 案内図

< 所在 > 〒108-0073 東京都港区三田1-2-13

< 交通 > 都営地下鉄大江戸線赤羽橋駅より徒歩5分

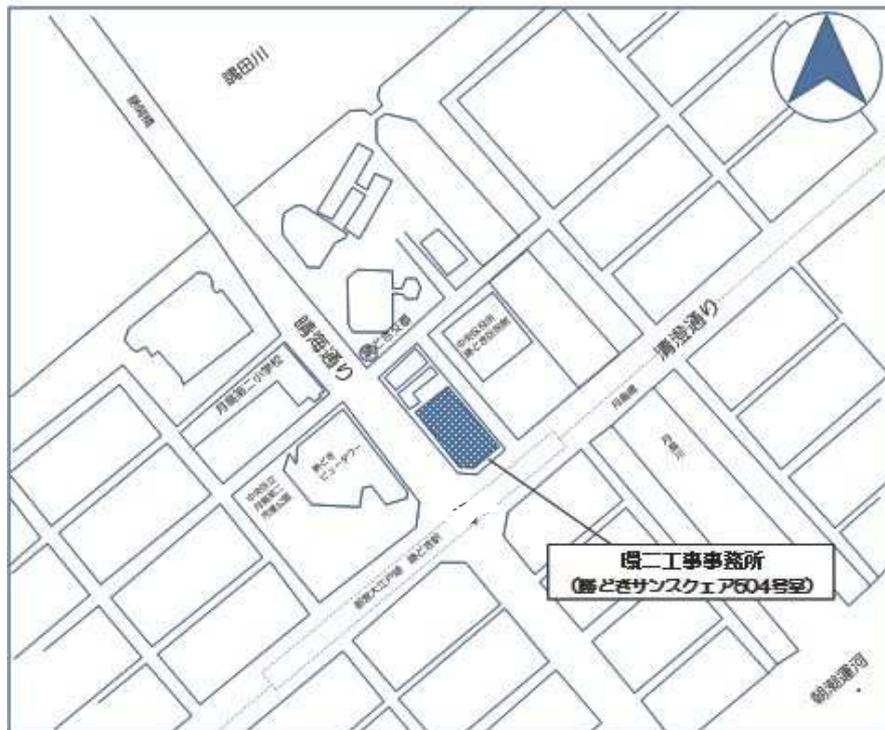
< 電話番号 > 03-3452-1464

< FAX番号 > 03-3452-2414



東京都第一建設事務所環二工事事務所 案内図

- < 所在 > 〒104-0054
東京都中央区勝どき1-7-3 勝どきサンスクエア504号室
- < 交通 > 都営地下鉄大江戸線勝どき駅直結
- < 電話番号 > 03-3534-1456
- < FAX番号 > 03-3534-1458



東京都第一建設事務所事業概要

令和元年版

登録番号 (1) 7

令和元年10月発行

編集・発行 東京都第一建設事務所庶務課
東京都中央区明石町2番4号
電話番号 03(3542)0682

印刷所 株式会社まこと印刷
東京都港区虎ノ門三丁目19番7号
電話番号 03(6230)9590



この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています



東京都